

令和2年度 第3回 平群町地域公共交通会議 議事次第

日時：令和3年3月29日（月）14:00～15:00

場所：平群町総合文化センターくまがしホール

- 1 開 会
- 2 事業報告
 1. 令和2年度第2回平群町地域公共交通会議 議事要旨
【資料-1（P1-6）参照】
 2. 平群町デマンド型乗合タクシー運行業務
【資料-2（P7-48）参照】
 3. コミュニティバスの令和3年2月末利用実績報告
【資料-3（P49-61）参照】
 4. コミュニティバス無料乗車経過報告
【資料-4（P62）参照】
- 3 議事
 - 議案第1号 コミュニティバス停留所の新設および名称変更（案）
【資料-5（P63-65）参照】
 - 議案第2号 令和3年度事業計画（案）
【資料-6（P66）参照】
 - 議案第3号 令和3年度予算（案）
【資料-7（P67）参照】
- 4 その他
- 5 閉 会

【配付資料】

- 資料-1： 令和2年度 第2回平群町地域公共交通会議 議事要旨
- 資料-2： 平群町デマンド型乗合タクシー運行業務
- 資料-3： 令和3年2月末コミュニティバス利用実績報告
- 資料-4： コミュニティバス無料乗車経過報告
- 資料-5： コミュニティバス停留所の新設および名称変更（案）
- 資料-6： 令和3年度事業計画（案）
- 資料-7： 令和3年度予算（案）

令和2年度 第2回平群町地域公共交通会議 議事要旨

日 時：令和2年9月25日（金）14：00～
場 所：平群町総合文化センターくまがしホール
出席者：16名

1 開会

2 事業報告

1. 令和2年度第1回平群町地域公共交通会議 議事要旨
2. コミュニティバス停留所名称変更について
3. コミュニティバス無料乗車実施について
4. 「新たな交通手段の導入検討アンケート調査」報告

3 議事

- 議案第1号 コミュニティバス運行継続（案）
議案第2号 新たな交通手段の導入計画（案）

4 その他

【配付資料】

- 資料-1： 令和2年度 第1回平群町地域公共交通会議 議事要旨
資料-2： コミュニティバス停留所名称変更報告
資料-3： コミュニティバス無料乗車実施報告
資料-4： 新たな交通手段の導入検討アンケート調査報告書（別冊）
資料-5： コミュニティバス運行継続（案）
資料-6： 新たな交通手段の導入計画（案）

【議事内容】

1 開会

《会長挨拶》

会 長：8月11日より新型コロナウイルスの感染症対策ということで、地方創生臨時交付金を活用しまして地域住民の生活支援を行うということで、3月末までコミュニティバスを無料で走らせることとなりました。

本日の会議は、新たな交通手段の導入検討に向けての調査結果とコミュニティバス運行継続（案）、新たな交通手段の導入計画（案）について忌憚のない議論をお願いします。

2 議事

○事業報告

1. 令和2年度第1回平群町地域公共交通会議 議事要旨
2. コミュニティバス停留所名称変更について
3. コミュニティバス無料乗車実施について
4. 「新たな交通手段の導入検討アンケート調査」報告

○事務局より「資料－1」から「資料－4」の説明

（特に質疑応答なし）

○議案第1号 コミュニティバス運行継続（案）

○事務局より「資料－5」の説明

県タクシー協会：単に走らせるだけでなく利用促進を図る方策、たくさんの人に乘っていただけ工夫、施策も考えないといけないでしょう。

事務局：ICカード導入など、住民に利用していただけるよう、エヌシーバスと幅広く協議をしています。一人でも多くの方に乘っていただけるよう、利用促進に向けて努力してまいります。

議 長：新年度から2カ年、継続運行ですが、過去の運行基準を用いることは、今後もいまぐらいの乗客数が見込めるということで決定されたのですか。

事務局：今年度も最低需要基準を超えると想定しています。来年度以降、コロナウイルスの影響がどこまで回復するかが見込めない状況ではありますが、今後も最低需要基準は上回っていくと考えています。

婦人会：町内で大きなイベントや行事がある場合は土日も運行してほしいという住民の声がありましたので、この前もお願いしましたが、それは無理なのですか。

事務局：今後も事業者と協議を進め、可能であるかどうか努力してまいります

婦人会：たくさんの人に集ってもらうためにいろんなことをするのですから、できるだけ来やすい、参加しやすいようにお願いします。

エヌシーバス：平群町の人口推移はどうなっていますか。

事務局：少し減少傾向ではありますが、いま現在は1万8,714人です。

エヌシーバス：減少というのはどれぐらいなのですか。

事務局：少し減少気味ですが、ほぼ横ばいです。

会長：人口減少傾向ですが、社会増減は転入される方が少し増えていますが、平群町は高齢化率が高く、亡くられる方が多いので、人口は減少傾向にある状態です。人口ビジョンでは令和2年度で1万8,000人ぐらいと見ているのですが、いま1万8,700人、それはクリアできていると思います。再開発等があるので転入も少し増えている状況です。

議長：議案第1号、コミュニティバス運行継続（案）についてご賛同の方は拍手をお願いしたい。
（拍手する者 多数）

議長：拍手多数。議案第1号は承認をいただきました。

○議案第2号 新たな交通手段の導入計画（案）

○事務局より「資料-6」の説明

県タクシー協会：運行時間が午前9時から午後4時までですが、予約センターと施設は全部、受託事業者が行うと思いますが、受託事業者が自分の営業所から予約があるたびに出ていくことになるのか、またはその時間帯に町のどこかに拠点を設けて、そこから配車されるのですか。

事務局：役場東側の駐車場に待機し、予約を受けたらそこから始動する形で考えています。

長寿会：高齢者、交通弱者を救済する意味で、福祉事業としてデマンド交通を導入については賛成の立場で、できるだけ早くやってほしいです。

運行支援システムに170万円、どんな支援システムを構築されるのか。それは受託者負担、初期導入費用約50万円、年間管理費用約120万円を加えると1,281万円かかるが、年間管理費用の120万円というのはどういうことなのですか。

「地域公共交通確保事業」申請、金銭的にどれぐらいの支援がありますか。

運行時間が9時から4時まで、利用範囲は平群町内のみ、これはアンケート結果と齟齬がある。それを逸脱して認めてほしいというのがアンケート結果ではないですか。

スタート段階から全部完全な形でスタートできるとは思っていないですが、2、3年実施して、この実施制度をもう一度見直すというお考えがあるのかどうか。

事務局：システムはコンビニクルというシステムの導入をいま検討しています。内容は、利用者からの事前受付は最短で30分前の受付が可能、需要に応じて運行経路、運行の指示をドライバーに出すシステムの導入を検討しています。

県の補助金は3分の1補助で、400万円が上限であることを確認しています。

アンケート結果から課題として出てきたものであると回答させていただきました。今後、運行の中で実績などを把握したうえで、町、住民にとって何が一番有益であるのかを総合的に判断して、公共交通会議でご意見をお伺いしながら図っていきます。

長寿会：高齢者が一番心配するのは、いままでこういう制度はたくさんできましたが、事前登録とか、1週間に1回とか、月に何回とか、いろんな制約があって使い勝手が悪いということです。それが大きなネックになっていると聞いています。今回は利用しやすさに重点をおいて運用を進めていただきたい。ぜひバックアップをお願いしたい。

事務局：システム費用、運用費はサーバー使用料、機械や器具、車両につける機械とその設置費になります。初期費用は説明会などの費用、サーバー使用料とシステム代の費用ということです。

障害者福祉会：フレイルの審査方法は、どのようにして審査されるのですか。

医者がするのか、職員がするのか。審査して、住民説明会はされますか。

事務局：この事業の利用は事前登録をしていただかないといけません。

その登録の際に、今回のアンケート調査票の質問項目について自己申告による採点、チェックをしていただいた上で、その方が5項目中3項目以上であればフレイルの方であるということ認定させていただいて対象者になります。病院で何か診断を受けないといけないとかではないです。

説明会の件、使いやすい制度、事業にしなくてはいけないことは我々も認識しております。各自治会というわけにはいきませんが、町内を何ブロックかに分け、この事業の利用方法とかは十分に説明させていただくつもりです。

エヌシーバス：この条件を満たす対象者数は、大体どれぐらいの数ですか。

事務局：対象者の人数は、今回のアンケート調査結果だけで言えば、3,900名の回答者のうち1,250名の方がフレイルの対象になり得る方ということです。

エヌシーバス：②と③を足すとどのぐらいですか。

社会福祉協議会：介護認定、8月末現在で、要支援の方が383人、要介護の方が865人、合わせまして1,248人です。障害の方の人数は持っていないのでわかりません。

エヌシーバス：大体2,500人ぐらいですか。

事務局：そうですね。

エヌシーバス：65歳以上の方は何人ですか。

事務局：65歳以上の方は7,400人です。

エヌシーバス：3分の1ぐらいの方が対象になっているということですか。

事務局：そうです。障害者の方の数字は持ち合わせがございません。

社会福祉協議会：全体で1,200人ぐらいです。

近鉄タクシー：要介護認定の方、障害者の方は一人でタクシーに乗れる状態の方に乘っていただくということでもよろしいですか。

事務局：介護度の重い方、介助がないと乗車できない方もいますが、その方々はこの事業の対象者からは外れていただくことになっております。一人で乗車できる方が対象になっております。

県タクシー協会：車いすの方の対応車両にするのですか。

事務局：車いす対応はいまのところ想定していません。

奈良県：「安心して暮らせる地域公共交通確保事業」について、補足します。3分の1の補助率で、年間上限が400万円の事業です。補助率3分の1が、実証運行ですと収支差、費用に対して運賃を引いた後の額に対して3分の1になります、実際に平群町が実施されてから、皆さんが乗られた数によって決まってくるものです。予算の上限もあり、3分の1が400万円になったとしても、そのとおり補助できるかどうかわかりません。この事業は奈良県全体の市町村の公共交通の利用促進の取り組みを支援するもので、有識者の方に事業を選定していただいています。その中での優先順位等によっても補助率が変わってくる場合があります。幾らになるかは事務局、私どももお答えすることができませんので、ご了承いただきたい。介護保険を使うことで、介護保険料の値上げに対して皆さんは危機意識、懸念を多く持たれたと思いますが、実際どれほど保険料に影響がありますか。

デマンド交通の利用目的として通院とか買物が多いと思いますが、通院、買物といいますと、デマンドでなくても、何かしらの手段で外出されていると思いますが、いま現在、フレイルの方も含めて、こういった手段で外出されているのですか。

事務局：介護保険料に対する影響、資料の28ページ、29ページのそれぞれの数値を参考にしていただきます。このデマンド型交通にかかる経費は、29ページの1,281万4,400円、それに対し、28ページの108万円の収入が見込めます。

収入を差し引いた額が事業費で、実質かかる費用は、約1,173万4,400円になるかと思えます。仮に、補助金が確保できましたら、その3分の1の391万1000円が補助額として入る可能性があります。1,173万5,000円から補助額の391万1000円を差し引くと、実質の経費が780万5,000円程度になります。

現在、65歳以上の方の人口が7,073名、その数で割りますと、年間のこの事業に関して負担する費用が1,106円上乗せされます。月計算92円の増額になります。仮に補助金が採択されなかった場合は、年間で1,659円、月額で138円、介護保険料で事業費を負担することと推計として見込んでいます。

現在の状況の中で通院や買物といった外出にこういった移動手段を使われているのか、今回のアンケート調査から分析してみました。複数回答ですが、一番多かったのは電車、次がどなたかが運転する車に同乗、自分で運転される車、徒歩の順で、あと、エヌシーバス、タクシー、コミュニティバス、原付バイク、自転車という状況を把握しています。

奈良県：確かに自分の車を運転される方々がデマンド交通に移っていくのは、公共交通としてもいい取り組みとは思いますが、介護保険事業ということで、フレイルにならないよう、もしくは改善していくようにこの事業をされると思うので、通院、買物以外、例えば平群町のイベントでも結構ですが、外出を促す取り組みもあわせて実施していただけたらと思います。

議長：議案第2号、新たな交通手段の導入計画（案）について、ご賛同いただける方は拍手をお願いしたい。

（拍手する者 多数）

議長：拍手多数。議案第2号は承認をいただきました。

3 その他

事務局：今年度の事業計画、秋の視察研修はコロナの関係で中止とします。

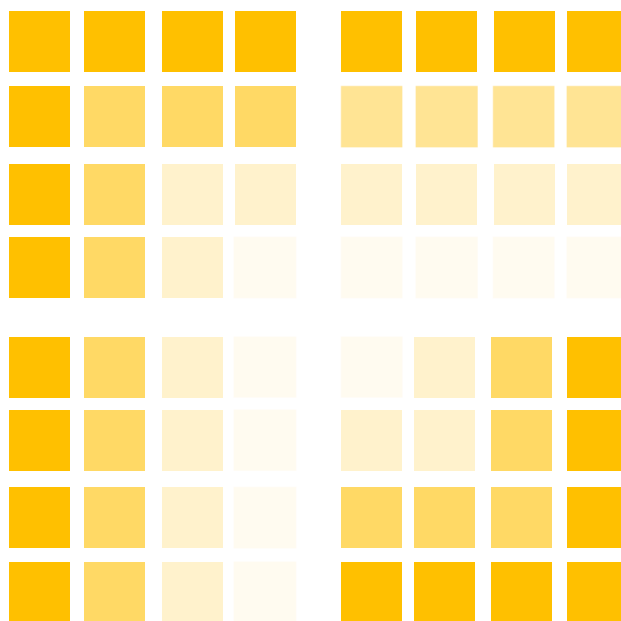
4 閉会

以上



平 群 町

デマンド型乗合タクシー運行業務



平群町における今後の移動支援策の概要

1. 基本的な考え方

- 1 既存の公共交通『NCバス（路線）・コミュニティバス（2ルート）』を現状維持する。
- 2 既存の公共交通の利用者増を目指し、町の活性化に繋げる。
- 3 要支援認定率が全国平均に比して高い状況であるため、公共交通機関を利用した健康づくりを目指し重度化を防止する。

2. 新規移動支援策

既存の公共交通機関等では支援できない高齢の交通弱者をデマンド方式で支える福祉事業として実施します。

(1) 実施方法：実施主体は町とし、運行事業をタクシー業者に委託して実施 車両は2台

(2) 対象者：65歳以上で、以下の①から③のいずれかに該当される方で、一人で乗降ができる方
または同乗者帯同の方

- ①フレイル状態である者
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ③介護保険制度による要支援、要介護認定者及び事業対象者

(3) 利用方法：事前登録による利用。各種手帳、介護保険証、健診等によるフレイル状態であると証される書面による確認。

(4) 利用範囲：町内のみ

※近畿大学医学部付属病院、西和医療センターは範囲外

(5) 運行日：月曜日から金曜日（土、日、祝、年末年始は運休）

(6) 運行時間：午前9時から午後4時まで

(7) 利用料金：300円

(8) 財 源：65歳以上第1号被保険者)の保険料

平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係るプロポーザルスケジュール

■平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る工程表

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
一般公募型 プロポーザル	プロポーザル選定委員選出	■							
	実施要領等の公表 期間:4月5日~4月16日		■						
	プロポーザル参加表明書 提出期限:4月30日まで		■						
	質問の受付期限 期限:4月23日まで		■						
	質問の回答日 4月28日			■					
	企画提案書等の受付 期間:5月6日~5月14日			■					
	第1次審査(書類審査)			■					
	第1次審査結果通知 送付日:5月24日				■				
	第2次審査(必要に応じてプレゼンテーション)				■				
	契約手続き					■			
システムの契約手続き【システム名:コンビニクル】		■	■	■	■				
住民説明会及び利用登録手続き						■	■	■	
利用登録手続き						■	■	■	■
運行開始:令和3年10月1日									■

◆平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、令和3年10月（予定）からの平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る委託契約の締結先となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとします。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名称

平群町デマンド型乗合タクシー運行業務

(2) 業務の内容・委託料等

別紙「平群町デマンド型乗合タクシー運行業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

業務期間：契約日から令和8年3月31日

運行期間：令和3年10月1日から令和8年3月31日

契約は年度ごとに締結するものとし、各年度の契約期間は次のとおりとします。

- ①令和3年度：契約締結日から令和4年3月31日まで
 - ②令和4年度：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - ③令和5年度：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - ④令和6年度：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - ⑤令和7年度：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- ※実証運行：①、②、③ ・ 本格運行：④、⑤

3. 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式。

4. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる事項を満たす法人でなければなりません。

- (1) プロポーザル参加表明書提出日から受託候補決定の日まで地方公共団体から入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書提出日において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 奈良県生駒郡内、又は、北葛城郡内に本店若しくは、権限を委任された支店又は営業所を有する事業所であること。
- (7) 運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みのあるもの。

5. 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
実施要領等の公表	令和3年4月5日から令和3年4月16日まで ※平群町公式ホームページ上で公開
プロポーザル参加表明書提出期限	令和3年4月30日まで
質問の受付期限	令和3年4月23日まで
質問の回答日	令和3年4月28日
企画提案書等の受付期間	令和3年5月6日から令和3年5月14日まで
第1次審査（書類審査）	令和3年5月21日
第1次審査結果通知	令和3年5月24日付で郵送
選定結果通知	選定委員会終了後に速やかに、ヒアリングを実施したすべての事業者に対して通知する。

※上記スケジュールは変更となる場合がありますので、ご了承下さい。

6. プロポーザル参加表明提出

参加を希望する場合は、「4. 参加資格」を確認した上で、次のとおり必要な書類を提出すること。ただし、プロポーザル参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出すること。なお、この場合でもその他事業において不利益を被ることはないものとします。

（1）提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社の概要（様式2）
- ③ 会社の概要がわかるパンフレット等
- ④ 宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書（様式3）
- ⑤ 前事業年度の国税及び地方税の未納のない納税証明書

（2）提出部数

各1部

（3）提出期限

令和3年4月30日（金）17時まで（必着）

（4）提出方法

提出は、郵送（書留郵便、特定記録郵便）に限る。

※提出期限を過ぎて到着したものは失格とする。

（5）提出先

「13. 事務局（問合せ先）」へ提出すること。

7. 質問の受付及び回答

本実施要領等に関して不明な点がある場合は、次のとおり質問書（様式4）に記載し「13. 事務局（問合せ先）」に記載されたe-mailにより送信すること。

なお、送信後は確認のために事務局まで電話連絡をして下さい。

（1）受付期間

令和3年4月23日（金）17時まで

（2）回答方法

令和3年4月28日（水）に平群町公式ホームページ上【お知らせ欄】に質問及び回答を掲載します。

（3）提出方法

質問書（様式4）に記入の上、受付期間内にe-mailにて提出すること。

また、件名は「平群町デマンド型乗合タクシー運行业務質問」と記載すること。

※訪問、電話、FAX、郵送等による受付はしない。なお、質疑及び回答の内容については、本実施要領に関するものとする。（それ以外のものや、単なる意見表明と解されるもの又は個人からの質問には回答しない。）。

※送信後は、必ず送信された旨の電話連絡をすること。

(4) 質問への回答

質疑に対する回答は、平群町公式ホームページに掲載する。

質疑者への個別への回答はしません。

※回答予定：令和3年4月28日（水）

8. 企画提案書等の提出**(1) 提出期間**

令和3年5月6日（木）から令和3年5月14日（金）まで

(2) 提出方法

提出は、郵送（書留郵便、特定記録郵便）に限る。

※提出期限を過ぎて到着したものは失格とします。

(3) 提出先

「13. 事務局（問合せ先）」へ提出すること。

(4) 提出書類

- ① 企画提案提出届（様式5）
- ② 会社の概要（様式2）
- ③ 宣誓書兼個人情報取扱いに関する同意書（様式3）
- ④ 業務実施方針（様式6）
- ⑤ 業務実施スケジュール（様式7）
- ⑥ 実施体制図（様式8）
- ⑦ 業務実績書（様式9）
- ⑧ 管理技術者履歴（様式10）
- ⑨ 主担当技術者履歴（様式11）
- ⑩ 会社の概要がわかるパンフレット等
- ⑪ 企画提案書（任意様式）
- ⑫ 提案見積書（様式12）

(5) 提出部数

正本1部 ・ 副本（正本の写し）8部

(6) 企画提案書等作成上の留意事項

- ①文字のフォントやサイズの指定はしないが、専門的用語をなるべく控えて内容を簡潔に記載すること。
- ②書類の様式は、A4版縦片面印刷とし、A3版横によるZ折りも可とする。
ただし、企画提案書（任意様式）はA4版横片面印刷も認めるものとする。
- ③企画提案書等の提出は（4）提出書類①から⑫の順にして提出すること。
なお、添付書類には下部にページ番号を表記すること。（ホッチキス止めは不可）
- ④提案見積額に含まれない有料オプション等、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けません。
- ⑤提出書類のうち記載枠内に入りきらない場合は、適宜枠を増やしてください。

9. 審査方法等

企画提案書等の評価については、「平群町デマンド型乗合タクシー運行業務公募型プロポーザル評価基準表」に定める審査項目に基づき審査を行います。

なお、審査は、平群町で構成された選定委員会で実施します。

※選定委員会は非公開とする。

(1) 第一次審査

提出された企画提案書等の書類審査を行い、評価基準表を用いて合計点数により順位付けを行います。順位の1位が評価基準表を用いての合計点数が同点の場合、第二次審査を行います。

(2) 第二次審査

評価基準表を用いての合計点数が同点の場合、提出書類に記載された内容に基づいたプレゼンテーションを行います。

- ①日 時 : 令和3年5月28日(金)
- ②場 所 : 平群町役場第5会議室
- ③出席者 : 3名以内とし、提案書に届けた管理技術者及び主担当技術者は必ず出席しなければならない。
- ④時 間 : 準備 : 5分以内
提案者プレゼンテーション : 15分以内
質疑応答 : 10分以内
- ⑤傍 聴 : 他事業者の傍聴(会場への入室)は、認めない
- ⑥使用機材 : 次の機器は、事務局で用意します。
 - 1) プロジェクター
 - 2) ケーブル
 - 3) スクリーン※その他の必要な機器は、提案者でご準備ください。

(3) 優先交渉権の選定方法

- ①優先交渉権者の選定方法
 - ア. 各選定委員の評価点を集計し、その合計点数により順位付けを行います。
 - イ. 最も高い得点を獲得した者を優先交渉権とし、契約の交渉を行います。その者と合意に至らない場合は、次に得点の高い者から順に交渉を行います。
 - ウ. 第一次審査の結果、最高点の者が同点で2社以上ある場合は、第二次審査を行います。
- ②審査項目、審査基準、配点
 - ア. 第一次審査は、内容評価〔(Ⅰ)業務実施能力、(Ⅱ)企画提案能力〕及び(Ⅲ)価格評価を審査の対象とします。
 - イ. 二次審査は、上記のア.に加えてヒアリング評価〔(Ⅳ)提案書、(Ⅴ)プレゼンテーション〕を審査の対象とします。

③平群町デマンド型乗合タクシー運行业務評価基準表

【第1次審査】

評価項目			評価の視点	参考資料	配点		
内容評価	(Ⅰ) 業務実施能力	(A) 業務経歴	同種・類似業務の実績 他の地方公共団体において、本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	業務実績書 (様式9)	10	25	
		(B) 組織体制		本業務を円滑に進める人員配置、体制となっているか。	業務体制図 (様式8)		5
		(C) 業務体制	管理技術者	管理技術者は、本業務の遂行にあたり、過去3年間の間に地方公共団体又は、法定協議会の地域公共交通網形成計画策定等の主担当技術者を経験しているものとする。	管理技術者履歴 (様式10)		5
			主担当技術者	主担当技術者は、本業務の遂行にあたり、過去3年間の間に地方公共団体又は、法定協議会の地域公共交通網形成計画策定等の主担当技術者を経験しているものとする。	主担当技術者履歴 (様式11)		5
	(Ⅱ) 企画提案能力	(D) 策定能力	業務理解度	本業務の目的を理解し、個々の調査、検討等の業務の実施方法が具体的かつ適切なものとなっているか。	業務実施方針 (様式6)	10	40
			業務実施手順	本業務の実施スケジュールは適正かどうか。	業務実施スケジュール (様式7)		
			独自提案	効果的な工夫、独自提案されているか。			
		(E) 調査・分析力	住民意向の把握	住民の意向を的確に把握するための調査分析の方法及び反映する方法について、有効な提案が示されているか。	企画提案書	15	
			公共交通利用の状況	移動実態や利用状況等を的確に把握するための調査分析の方法及び反映する方法について、有効な提案が示されているか。			
			地域理解度	平群町の現状と課題を把握した提案となっているか。			
(F) 課題の解決	持続可能な公共交通施策について	課題解決に向けた背策の検討方法、イメージが的確なものとなっているか 平群町公共交通の経緯、現状を把握した上で地域特性に見合った提案が示されているか。		15			
(Ⅲ) 価格評価		価格評価点 =配点(10点) × (見積限度額 - 提案価格) ÷ (見積限度額 - 最低見積価格) ※小数点以下第二位を切捨て、小数点以下第一位までの値とする。	提案見積書	15			
合 計					80		

(I) 業務実施能力に関する評価

(A) 様式9に記載された業務経歴の実績について、以下の5段階で評価する。

件数	評価	配点
5件以上	a	10点
4件	b	8点
3件	c	6点
2件	d	4点
1件	e	2点

※業務経歴の実績が0の場合は参加資格を有しません。

(B) 様式8に記載された組織体制について、以下の5段階で評価する。

評価	配点
a 特に優れている	5点
b 優れている	4点
c 標準	3点
d やや劣っている	2点
e 劣っている	1点

(C) 様式10、11に記載された業務体制について、以下の5段階で評価する。

○管理技術者

件数	評価	配点
5件以上	a	5点
4件	b	4点
3件	c	3点
2件	d	2点
1件以下	e	1点

○主担当技術者

件数	評価	配点
5件以上	a	5点
4件	b	4点
3件	c	3点
2件	d	2点
1件	e	1点

(Ⅱ) 企画提案能力に関する評価

(D) 様式6、7及び企画提案書（任意様式）に記載された策定能力について、以下の5段階で評価する

評 価	配 点
a 特に優れている	10点
b 優れている	8点
c 標準	6点
d やや劣っている	4点
e 劣っている	2点

(E) 企画提案書（任意様式）に記載された調査・分析力について、以下の5段階で評価する。

評 価	配 点
a 特に優れている	15点
b 優れている	12点
c 標準	9点
d やや劣っている	6点
e 劣っている	3点

(F) 企画提案書（任意様式）に記載された課題の解決力について、以下の5段階で評価する。

評 価	配 点
a 特に優れている	15点
b 優れている	12点
c 標準	9点
d やや劣っている	6点
e 劣っている	3点

(Ⅲ) 提案価格に関する評価

提案価格について相対的に評価する。

(算定式)

配点(15点) × (見積限度額 - 提案価格) ÷ (見積限度額 - 最低見積価格)

※小数点以下第二位を切捨て、小数点以下第一位までの値とする。

〔算出例〕・見積限度額(2021年度+2022年度+2023年度): 30,000千円

・A社の提案価格(最低価格) 25,000千円

・B社の提案価格 28,000千円

価格評価点:

15 ×

(30,000,000円 - 8,000,000円) ÷ (30,000,000円 - 25,000,000)

= 6点

③—2 平群町デマンド型乗合タクシー運行業務評価基準表

【第2次審査】

評価項目		評価の視点	参考資料	配点		
(Ⅰ)業務実施能力	(Ⅳ)提案書	他の地方公共団体において、本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	企画提案書全般	5	20	
	(Ⅴ)プレゼンテーション	業務への意欲	本業務に対する取り組む意欲が高く、説明が丁寧で分かりやすい	プレゼンテーション		15
		業務への積極性	本業務を実施する上で仕様書の定めの内容に関しても積極的に取り組もうとする提案がなされているか。			
		コミュニケーション能力や明確な対応	プレゼンテーションにおける提案の趣旨が明確で、取り組む意欲が感じられるか。また、担当者自身が業務内容を理解し、十分な知識・技術力を有しているか			
合 計				20		

(Ⅳ) 提案書に関する評価

企画提案書全般に記載されている内容が見えやすく理解しやすい。

また、データに基づいた分析や方向性が効果的に示されているかについて、以下の5段階で評価する。

評 価	配 点
a 特に優れている	5点
b 優れている	4点
c 標準	3点
d やや劣っている	2点
e 劣っている	1点

(Ⅴ) プレゼンテーションに関する評価

業務への意欲や積極性、コミュニケーション能力や明確な対応等を配慮して、以下の5段階で評価する。

評 価	配 点
a 特に優れている	15点
b 優れている	12点
c 標準	9点
d やや劣っている	6点
e 劣っている	3点

(4) 選定結果の通知

選定結果は参加者全員に対し、書面により通知します。なお、審査に対する質疑や異議には応じません。

(5) 選定結果の公表

優先交渉権者の事業所名称は公表するものとします。

10. 契約の手続き

(1) 受託候補者の決定

選定結果、優先交渉権者との協議が成立した場合は、優先交渉権を受託者候補者として決定するものとします。協議が成立しなかった場合又は、契約の締結までに失格した場合は本審査の評価点が次位の者を優先交渉権者として協議を行うものとします。

(2) 契約

- ア. 優先交渉権と仕様書、企画提案書等の記載事項を基本に協議した上で受託者候補として随意契約を締結する。また、契約時の仕様に反映する。
- イ. 受託候補者との協議により使用に関する実施項目の追加、変更及び削除を行うことがある。また、これにより、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額の調整を行うことがある。
- ウ. 委託業務の支払いは、原則、業務の完了検査に合格した後とする。

11. 提案書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の書類の差替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書等の提出は参加申込者1社につき、1案とする。

12. その他

- (1) プロポーザル参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書等を提出することはできない。
- (2) 本プロポーザル要する費用は、全て参加者負担とする。
- (3) 企画提案書等について情報公開請求あった場合は、平群町情報公開条例（平成12年12月21日条例第40号）を準用し、提出書類を公開する。
- (4) 参加者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するが、採用した企画提案書等の著作権は、平群町に帰属するものとする。
- (5) 本業務の具体的な業務は、契約締結後に企画提案書や仕様書などの内容を尊重し、平群町と受託者で協議した上で行うこととする。

13. 事務局（問合せ先）

平群町役場 総務部 総務防災課 公共交通係

所在地：〒636-8585

奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

電話：0745-45-1001（内線226）

FAX：0745-45-6619

e-mail：soumu@town.heguri.nara.jp

(様式1)

プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

平群町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

2021年4月5日付で公表された、平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザルについて、参加の希望を表明します。

なお、弊社は「平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に定める参加資格を有し、本書及び添付資料の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 件名 : 平群町デマンド型乗合タクシー運行業務

2. 連絡先

担当者所属 :

担当者氏名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

e-mail アドレス :

3. 添付書類

①会社の概要【様式2】

②会社の概要が分かる資料（パンフレット等）

③宣誓書兼個人情報の取り扱いに関する同意書【様式3】

(様式2)

会社概要

会社・法人等名称		
所在地		
代表者氏名		
設立年月日		
資本金		
従業員数		
事業所・営業所		
売上高 (直近3箇年) (円)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業内容		

(様式3)

宣誓書兼個人情報の取り扱いに関する同意書

令和 年 月 日

平群町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

当社、平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザルに参加するにあたり、当社が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団でないことを宣誓します。

また、下記当社役員が暴力団の構成員であるか否かについて、平群町が個人情報奈良県警察に提供し、確認することについて同意します。

記

(役員名簿)

役職名	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員の「役職名」「氏名（フリガナ）」「住所」「生年月日」を記入して下さい。

記入しきれないときは、この様式を追加してください。

(様式4)

質 問 書

令和 年 月 日

平群町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザルの参加について、下記のとおり質問をいたします。

記

番号	質 問 事 項
1	
2	
3	

※質問は3件までとします。

【連絡先】

担当者所属:

担当者氏名:

電話番号:

FAX番号:

e-mailアドレス:

(様式5)

企画提案提出届

令和 3年 月 日

平群町長 様

平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき下記のとおり企画提案書等を提出いたします
 なお、提出書類の全ての記載事項に相違ありません。

記

	書類名	様式等
①	企画提案提出届	様式5
②	会社概要	様式2
③	宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書	様式3
④	業務実施方針	様式6
⑤	業務実施スケジュール	様式7
⑥	業務体制図	様式8
⑦	業務実績書	様式9
⑧	管理技術者履歴	様式10
⑨	主担当技術者履歴	様式11
⑩	会社の概要がわかるパンフレット等	
⑪	企画提案書	任意様式
⑫	提案見積書	様式12

※正本1部・副本8部

(様式6)

業務実施方針

商号又は名称	
--------	--

1. 「様式6」の表示及び「商号又は名称」は必ず記入すること。
2. A4版片面印刷とすること。
3. 記載内容
実施方針は、業務チームの特徴、特に重視する計画上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載すること。

(ページが足りない場合は、適宜複製のこと。)

(様式7)

業務実施スケジュール

商号又は名称	
--------	--

<p>1. 「様式7」の表示及び「商号又は名称」は必ず記入すること。</p> <p>2. A4版片面又はA3版横印刷（Z折り）とすること。</p>

(ページが足りない場合は、適宜複製のこと。)

(様式8)

業 務 体 制 図

商号又は名称	
--------	--

1. 「様式8」の表示及び「商号又は名称」は必ず記入すること。
2. A4版縦片面又はA3版横片面印刷（Z折り）とすること。
3. 記載内容
 - ・業務の実施体制を分かりやすく記載すること。
 - ・業務の実施体制を図示すとともに、実施体制の編成の考え方及び特色について記載すること。

(ページが足りない場合は、適宜複製のこと。)

(様式9)

業 務 実 績 書

商号又は名称	
--------	--

①	業務名称			
	発注者	から まで	業務場所	
	業務期間		受託費	千円
	業務概要			
②	業務名称			
	発注者	から まで	業務場所	
	業務期間		受託費	千円
	業務概要			
③	業務名称			
	発注者	から まで	業務場所	
	業務期間		受託費	千円
	業務概要			

④	業務名称			
	発注者	から まで	業務場所	
	業務期間		受託費	千円
	業務概要			
⑤	業務名称			
	発注者	から まで	業務場所	
	業務期間		受託費	千円
	業務概要			

1. 過去3箇年における地方公共団体等において元請けとして受注完了した「同種又は類似業務」について、実績を記載して下さい。
 - ※『同種業務』・・・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する、地域公共交通網形成計画等の策定に関する地方公共団体への支援業務
 - ※『類似業務』・・・地域公共交通の活性化等に関する地方公共団体への同種業務以外の業務
2. 複数ある場合は、主なもの5件以内で記載して下さい。
3. 下請け及び再委託による業務は実績として認めません。

(様式10)

管 理 技 術 者 履 歴

商号又は名称	
--------	--

担当業務			
氏 名		生年月日	
経験年数		所属役職	
保有資格			
従事経歴（総数 件）			
①	業務名称		
	発注者		業務場所
	業務期間	から まで	
	業務概要		
②	業務名称		
	発注者		業務場所
	業務期間	から まで	
	業務概要		

③	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで		
	業務概要			
④	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで		
	業務概要			
⑤	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで		
	業務概要			

1. 過去3箇年における地方公共団体等において元請けとして受注完了した「同種又は類似業務」について、実績を記載して下さい。
2. 複数ある場合は、主なもの5件以内で記載して下さい。
3. 保有資格を記載した場合は、資格者証の写しを添付すること。
4. 記載した業務名称ごとに業務の内容を確認できる資料を添付すること。

(様式11)

主 担 当 技 術 者 履 歴

商号又は名称	
--------	--

担当業務			
氏 名		生年月日	
経験年数		所属役職	
保有資格			
従事経歴（総数 件）			
①	業務名称		
	発注者		業務場所
	業務期間	から まで	
	業務概要		
②	業務名称		
	発注者		業務場所
	業務期間	から まで	
	業務概要		

③	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで		
	業務概要			
④	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで		
	業務概要			
⑤	業務名称			
	発注者		業務場所	
	業務期間	から まで		
	業務概要			

1. 過去3箇年における地方公共団体等において元請けとして受注完了した「同種又は類似業務」について、実績を記載して下さい。
2. 複数ある場合は、主なもの5件以内で記載して下さい。
3. 保有資格を記載した場合は、資格者証の写しを添付すること。
4. 記載した業務名称ごとに業務の内容を確認できる資料を添付すること。

(様式12)

提案見積書

年 月 日

平群町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき下記のとおり見積もりします。

記

件 名 : _____

提案見積額（消費税相当額を含む）【①+②+③】

¥	千	百	十	万	千	百	十	円

うち、消費税及び地方消費税相当額 _____ 円

【内訳】①2021年度 提案見積額 _____ 円

(うち、消費税及び地方消費税相当額 _____ 円)

②2022年度 提案見積額 _____ 円

(うち、消費税及び地方消費税相当額 _____ 円)

③2023年度 提案見積額 _____ 円

(うち、消費税及び地方消費税相当額 _____ 円)

1. 金額は、算用数字で記載して下さい。
2. 提案見積内訳書を作成し、本提案書とともに提出して下さい。

(様式13)

辞 退 届

年 月 日

平群町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザルの参加を
辞退します。

【辞退理由】

【連絡先】

担当者所属:

担当者氏名:

電話番号:

FAX番号:

e-mailアドレス:

◆平群町デマンド型乗合タクシー運行業務 仕様書

公募型プロポーザル方式にて下記業務を委託する事業者を決定するに当たり、事業者の企画提案方法については、「平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領」によるところでありますが、業務内容の詳細については、この仕様書に定めます。

1. 目的

高齢者が外出できる環境づくりの事業として、町内全域を対象に、町内各駅、医療施設、商業施設、公共施設等を結ぶデマンド型乗合タクシーの運行を、平群町（以下「町」）から交通事業者（以下「事業者」）に委託して実施するものです。

2. 委託業務名

平群町デマンド型乗合タクシー運行業務

3. 事業主体

平群町

4. 運行主体

運行開始までに道路運送法における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みのある事業者

5. 委託期間

業務契約期間：契約日から令和8年3月31日

運行契約期間：令和3年10月1日から令和8年3月31日まで

※契約は、年度ごとに締結する。

6. 委託契約の方法

公募型プロポーザル方式で選定された事業者と随意契約を行う。

7. 運行地域

平群町内に限る。

8. 業務内容

(1) 平群町デマンド型乗合タクシー運行

営業区域、運行日、運行時間等 【別表1 参照】

※運賃収入については、受託事業者の収入とし、委託契約金額から該当運賃収入を差し引いて支払うものとする。

(2) 運行に必要な業務

①使用する車両の準備

・利用見込みを勘案し、運行に使用する車両を受託事業者が準備する。

※運行に使用する車両は2台とする。(増台の場合は別途協議する。)

※使用する車両は、道路運送法及び道路運送車両等の規定に基づく、事業用自動車の要件を満たしている車両とする。

※運行に使用する車両については、受託事業者が整備・維持、保管等を行うこととする。

※使用する車両には、デマンド交通(乗合運行)であることが明確にわかる標章を平群町の指示により表示する。

②車両運転者の確保

・使用する車両の運行に伴う運転者は、受託事業者が確保する。

③その他

・デマンド交通の運行において必要となる諸業務及び手続きを実施する。

(3) 受付・配車業務

①受付センターの設置

・受付センターを、受託事業者が準備する。

※電話受付予約受付等に必要となる専用電話回線(フリーダイヤルの習得については提案事項に準じる)及びインターネット回線(光回線、ADSL回線、CATV回線のいずれかとする)及び受付電話機(2台)・受付FAX(1台)を準備する。

なお、電話回線設置費用、電話基本料金、通話料金、インターネット回線使用料、車載器の4G回線等の使用料及び電話機・FAXの準備費等の費用は全て受託事業者が負担する。

※デマンド予約受付システムについては、平群町が指定したものを使用する。

また、デマンド予約受付システム利用料及び車載器、予約・配車端末機器に要する費用は受託事業者が負担する。

②オペレーターの手配

・受託事業者は、デマンド予約受付システムを使用し、利用者から電話等の予約受付を行うためオペレーターを置くこととする。

なお、オペレーターについては、本業務に対して専属性は求めないものとする。

③デマンド予約受付システムを使用したオペレーター業務

・オペレーターは受付センターにおいて、平日(土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日))を除く)の午前8時30分から午後5時までを基本とし、問合せ等への対応、配車管理を行う。【別表2 参照】

④利用登録者の新規登録及び修正について

- ・利用登録者の新規受付については平群町が行う。
- ・システム登録及び修正については、平群町から受託事業者へ依頼し、3日以内に受託事業者が手続きを行う。

⑤その他

平群町デマンド型乗合タクシーを運行するにあたり、発生する諸業務を行う。

(4) その他

①運行記録の作成・報告

- ・受託事業者は、利用者数、運賃、走行距離等の運行記録に関する日報を作成する。
また、システムと異なる運行が発生（無断キャンセルや乗車人数の増減等）した運行については、運行終了後に平群町に報告するものとする。

②苦情・事故等のトラブルへの対処

- ・受託事業者は、利用客からの苦情、事故等のトラブルが発生した際は、速やかに平群町へ報告し、対応を協議する。

③許認可取得その他公共交通としての運行に必要な事項

- ・運行事業者は、運行開始日までに、当該運行に必要な許可を取得するとともに、平群町の合意に基づく運賃を届ける。
また、平群町との契約条件に基づき、運行実施計画を作成する。

9 問い合わせ・提出先

奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号
平群町役場 総務部 総務防災課 公共交通係
電話：0745-45-1001（内線226）
FAX：0745-45-6619
e-mail：soumu@town.heguri.nara.jp

平群町デマンド型乗合タクシー【運行計画】

項目	内容	備考
運行の態様	区域運行	※道路運送法第4条に基づく区域運行
営業区域	平群町全域	
利用対象者	平群町在住の65歳以上で下記の条件に該当する者 ①フレイル状態である者 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者の所持者 ③介護保険制度による要支援、要介護認定者及び事業対象者の項目に該当し、平群町へ利用登録している者	介助者については、同乗を認める。 ※①登録不要 ②料金については、徴収する。 ③介助者は、利用者1人につき1名
サービス方式	路線を定めず、電話等による利用者の予約に応じて乗合運行を行う。	※予約時に、予約が定員以上に重なった時等、希望の時刻の予約が取れない場合は、他の時刻に変更して予約していただく。
乗降場所	利用者の自宅前から平群町内において利用者より指定された場所まで乗合運行を行う。	
運行期間	令和3年10月1日から	※継続的に運行内容の検証を実施し、必要に応じて運行内容の変更等について検討を行う。
運行日	平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）	年間：約245日程度を想定 （令和3年度：約119日想定）
運行時間	午前9時～午後4時	午前9時からの乗車に対応し、最終乗車を午後3時30分とする。

別表 1-2

項目	内容	備考
使用車両	セダン型タクシー (緑ナンバー) 乗客4名 有償運行を実施するため 営業車である必要がある。	使用台数：2台 車両の前後及び両側面にデマンドタ クシーが分かるようにマグネットシート (カッティングシート等) を貼付ける
運賃	一人一乗車(1回)300円	介助者：一人一乗車(1回)300円
使用するシステム	利用者の特定、予約の受 付、車両の運行計画の策 定、車両への運行指示、予 約・運行状況の記録と蓄積 等が可能なシステムを導入する。	オンデマンド交通システム 「コンビニクル」に限る
予約受付	原則乗車の1週間前から 30分前まで、電話等による 予約を受け付ける	※運行事業者が準備する現地予約セン ターにおいて予約受付業務を行う。 予約受付電話にてオペレーターが乗車・ 降車場所や希望の時刻、人数等を確認し ながら(通話中に)端末を操作して乗車 時刻の候補を検索し、利用者に確認して 確定する。 ※受付時間：午前8時30分から 午後5時00分まで

緊急又は、災害時(異常気象等含む)運行については、運行事業者は、その都度、平群町と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中の不測の事態に遭遇した場合は、運行事業者の判断において対応し、速やかに平群町へ報告する。

なお、これらの理由により運休せざる得ない場合の広報・周知等は平群町と運行事業者が協力して行う。

平群町デマンド型乗合タクシー

【予約受付の方法、期間および時間帯】

項 目	内 容
予約受付	<p>オペレーターは、利用者からの電話により予約を受ける（概ね1予約につき1～2分の作業。） また、聴覚障がい者からの予約に対してはFAXでも受け付ける。</p>
予約受付の期間	<p>原則、利用の1週間前から30分前までの予約を受ける。</p>
予約受付の時間帯	<p>提案内容に準じる。 (午前8時30分から午後5時まで)</p>

◆平群町デマンド型乗合タクシー運行システム運用業務 仕様書

1. 目的

高齢者が外出できる環境づくりの事業として、町内の全域を対象に、町内各駅、医療施設、商業施設、公共施設等を結ぶデマンド型乗合タクシーの運行を、令和3年10月より実証運行を開始し、令和6年度より本格運行開始を予定しております。

本業務では、「平群町デマンド型乗合タクシー運行」で使用する配車・予約システムの導入及び運用を実施することを目的とします。

2. 契約期間

委託期間 業務契約締結日から令和8年3月31日まで
※運行業務については、令和3年10月1日
※契約は、年度ごとに締結する。

3. 契約方法

随意契約を行う。

4. 業務内容

(1) 平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係るシステムの設定・導入

平群町デマンド型乗合タクシー運行計画【別表1】に沿ったシステムの設定・導入を行う。

(2) 平群町デマンド型乗合タクシー運行業務に係るシステム講習について

運行開始前に、受託事業者へ予約端末及び車載端末システムの利用についての講習を必要に応じて実施すること。

(3) 平群町デマンド型乗合タクシー運行システムの保守・管理

平群町デマンド型乗合タクシー運行システム運用に必要なサーバ、予約端末及び車載端末の保守・管理並びに故障時の対応を行う。

(4) 利用実績の報告

利用実績に関する情報の蓄積を行う。また、月1回、平群町に利用実績等について報告を行う。報告する利用実績はや報告方法については企画提案書の内容を踏まえ、平群町と協議を行い決定するものとする。

(5) その他

①関連法令及び条例の遵守

受託者は、業務などの実施にあたっては、関連諸法令及び条例等を遵守すること。

②秘密の保持

受託者は、平群町個人情報保護条例（平成13年10月条例第20号）同条例施行規則（平成14年2月平群町規則第1号）を遵守し、業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。

②所有権

本システムで取得する利用者情報及び運行実績等の予約受付情報は平群町に帰属する。

4. システムの概要

(1) システムの内容

- ア 本システムは、乗合予約システム「コンビニクル」を使用する。
- イ 本システムは、オペレーターによる運用を前提とする。
- ウ 本システムは、電話等により利用者から乗車予約を受け付け、予約された時間に指定場所に車両を配車するシステムとする
- エ システムに蓄積されたデータより、利用者層・時間帯の把握、乗降率等のデータを分析でき更なる利用促進に向けた運行方法の改善検討等に活用できるシステムとする。
- オ 本システムのオペレータ業務は、配車経験が無く、平群町内地理に精通していない者が行うことが想定されるため、専門知識や経験が無い者でもシステムの配車計画に係る支援機能などを活用することにより、オペレータ業務を無理なく行うことが可能なシステムとする。
- カ 平群町デマンド型乗合タクシー運行においては、利用登録を基本とするため、初回利用予約時に利用予約受付と同時に利用登録ができるシステムとする。
- キ 利用登録情報には個人情報が含まれているため、個人情報等を守ることができるシステムとする。
- ク 平群町デマンド型乗合タクシー運行の予約ピーク時には、複数台の予約端末が必要であると考えられる。その為、複数台の予約端末から予約等ができるシステムとする

(2) システムの機能

- ①別表1. 平群町デマンド型乗合タクシー運行計画に沿った運行が可能であるシステムであること。
- ②サーバについては、利用者の情報（氏名、生年月日、性別、住所等）予約受付情報（運行実績等）の情報を蓄積できる機能を提供すること。
- ③サーバについては、携帯電話回線などを利用し、運行車両へ配車情報を車載端末に送信する機能を提供すること。
- ④予約端末については、利用者の情報を登録、検索、変更及び削除を行う機能を提供すること。

- ⑤予約端末については、予約の登録、変更及び取消しの機能を有すること。
- ⑥予約端末については、運行実績（利用者数（件数）や、利用者・乗降位置・利用時間をそれぞれ関連して把握したデータ）を把握できる機能を提供すること。
- ⑦予約端末については、地図上で表札が確認できたり、目的地までのルートを確認することができる機能を有すること。
- ⑧利用運行状況確認用端末については、利用及び運行状況を受付センター（車両運行事業者が用意）で確認するほか、平群町においても、リアルタイムに確認できる機能を提供すること。
- ⑨車載端末については、利用者がサーバへ送信する機能を提供すること。
- ⑩サーバについてはクラウド型を基本とし、運行実績データ及び運行実績統計データを随時取得できる機能を有すること。
- ⑪蓄積したデータを分析し、移動特性に合わせ運行を制御する機能を有すること。
かつ、運行制御は車両ごとに行い、その混在を可能とすること。
- ⑫予約受付時に、自宅や目的地に到着する時刻を確定することができる機能を有すること。
※その他、必要に応じて平群町と打合せを行う。

（3）導入する機器等

システムの構成は以下のとおりとする。

分類	数量	備考
サーバ		受託者が所有するサーバを利用
予約端末	2台	運行事業者で用意
利用運行状況確認用端末	1台	受託者
車載端末	2台	受託者
ネットワーク機器		運行事業者で用意
その他		当該業務において必要となる備品

5. 問い合わせ・提出先

奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号
 平群町役場 総務部 総務防災課 公共交通係
 電話：0745-45-1001（内線226）
 FAX：0745-45-6619
 e-mail：soumu@town.heguri.lg.nara.jp

平群町デマンド型乗合タクシー【システム】

項目	内容	備考
運行の態様	区域運行	※道路運送法第4条に基づく区域運行
営業区域	平群町全域	
利用対象者	平群町在住の65歳以上で下記の条件に該当する者 ①フレイル状態である者 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者の所持者 ③介護保険制度による要支援、要介護認定者及び事業対象者の項目に該当し、平群町へ利用登録している者	介助者については、同乗を認める。 ※①登録不要 ②料金については、徴収する。 ③介助者は、利用者1人につき1名
サービス方式	路線を定めず、電話等による利用者の予約に応じて乗合運行を行う。	※予約時に、予約が定員以上に重なった時等、希望の時刻の予約が取れない場合は、他の時刻に変更して予約していただく。
乗降場所	利用者の自宅前から平群町内において利用者より指定された場所まで乗合運行を行う。	
運行期間	令和3年10月1日から	※継続的に運行内容の検証を実施し、必要に応じて運行内容の変更等について検討を行う。
運行日	平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）	年間：約245日程度を想定 （令和3年度：約119日想定）
運行時間	午前9時～午後4時	午前9時からの乗車に対応し、最終乗車を午後3時30分とする。

別表 1-2

項目	内容	備考
使用車両	セダン型タクシー (緑ナンバー) 乗客4名 有償運行を実施するため 営業車である必要がある。	使用台数：2台 車両の前後及び両側面にデマンドタ クシーが分かるようにマグネットシート (カッティングシート等) を貼付ける
運賃	一人一乗車(1回)300円	介助者：一人一乗車(1回)300円
使用するシステム	利用者の特定、予約の受 付、車両の運行計画の策 定、車両への運行指示、予 約・運行状況の記録と蓄積 等が可能なシステムを導入する。	オンデマンド交通システム 「コンビニクル」に限る
予約受付	原則乗車の1週間前から 30分前まで、電話等による 予約を受け付ける	※運行事業者が準備する現地予約セン ターにおいて予約受付業務を行う。 予約受付電話にてオペレーターが乗車・ 降車場所や希望の時刻、人数等を確認し ながら(通話中に)端末を操作して乗車 時刻の候補を検索し、利用者に確認して 確定する。 ※受付時間：午前8時30分から 午後5時00分まで

緊急又は、災害時(異常気象等含む)運行については、運行事業者は、その都度、平群町と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中の不測の事態に遭遇した場合は、運行事業者の判断において対応し、速やかに平群町へ報告する。

なお、これらの理由により運休せざる得ない場合の広報・周知等は平群町と運行事業者が協力して行う。

平群町デマンド型乗合タクシー

【予約受付の方法、期間および時間帯】

項 目	内 容
予約受付	<p>オペレーターは、利用者からの電話により予約を受ける（概ね1予約につき1～2分の作業。） また、聴覚障がい者からの予約に対してはFAXでも受け付ける。</p>
予約受付の期間	<p>原則、利用の1週間前から30分前までの予約を受ける。</p>
予約受付の時間帯	<p>提案内容に準じる。 (午前8時30分から午後5時まで)</p>

コミュニティバス利用状況（令和3年2月末現在）

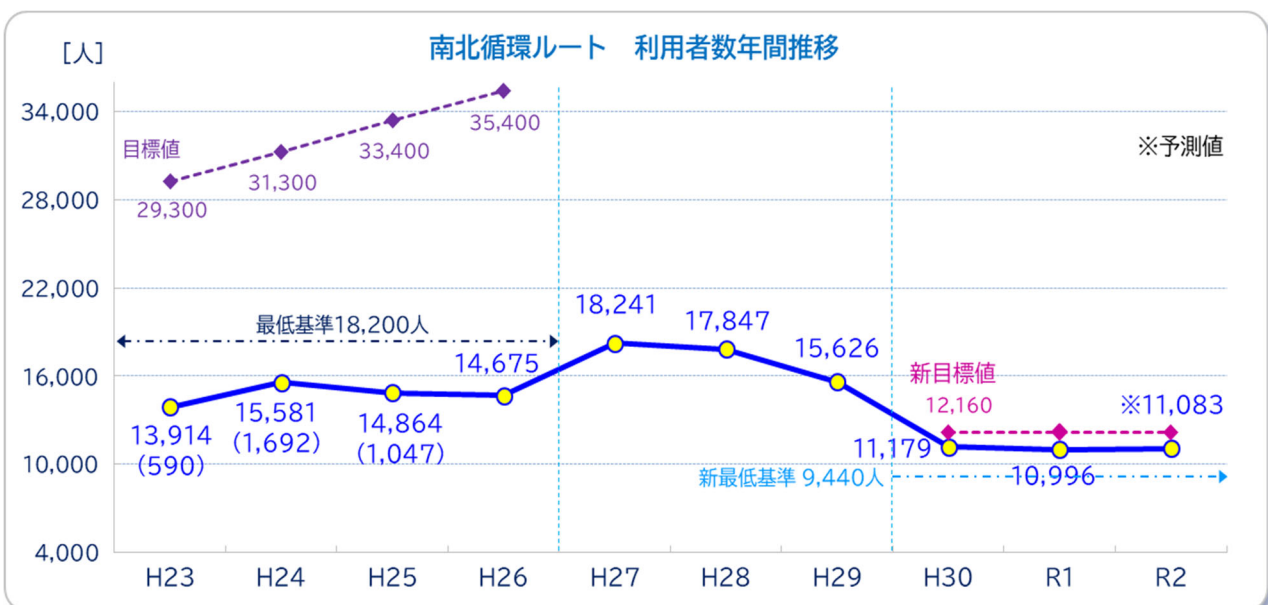
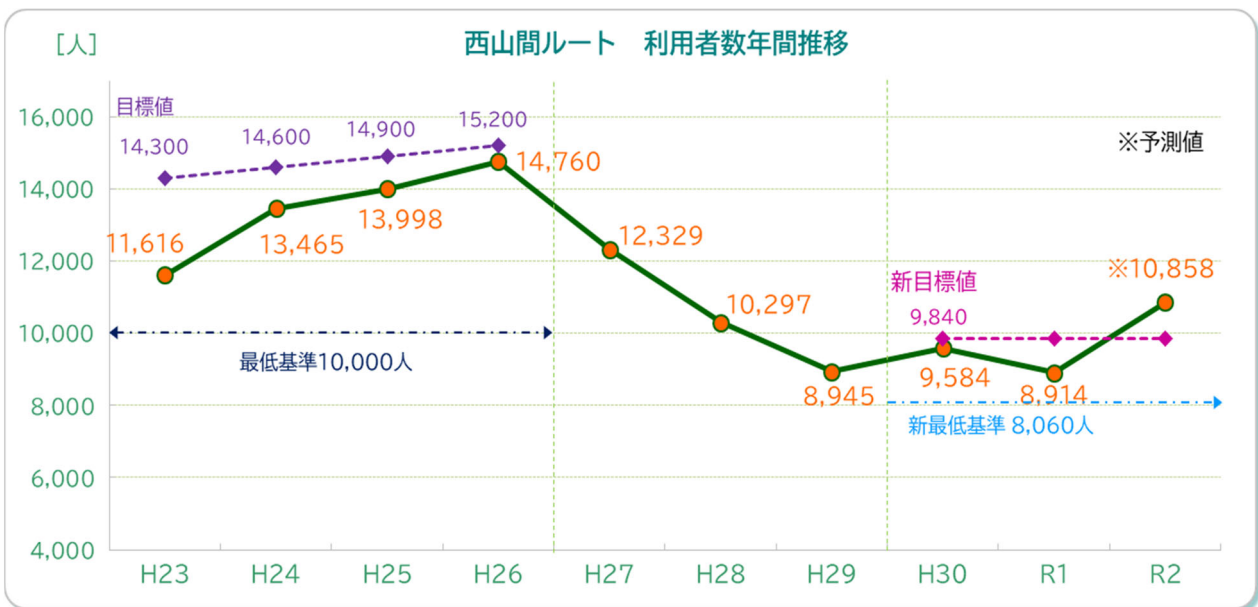
1. 利用状況の年度別推移

平成23年度から令和2年度までのコミュニティバスの利用状況の推移を以下に示します。

単位：人

利用者数(人)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
西山間ルート	11,616	13,465	13,998	14,760	12,329	10,297	8,945	9,584	8,914	※10,858
南北循環ルート	13,914	15,581	14,864	14,675	18,241	17,847	15,626	11,179	10,996	※11,083
合計	25,530	29,046	28,862	29,435	30,570	28,144	24,571	20,763	19,910	※21,941
西山間ルート目標値	14,300	14,600	14,900	15,200				9,840	9,840	9,840
南北循環ルート目標値	29,300	31,300	33,400	35,400				12,160	12,160	12,160
	H23～26年度 最低需要基準 10,000人/年(平日) H23～26年度 最低需要基準 18,200人/年(平日)					H30～令和4年度 最低需要基準 8,060人/年 H30～令和4年度 最低需要基準 9,440人/年				

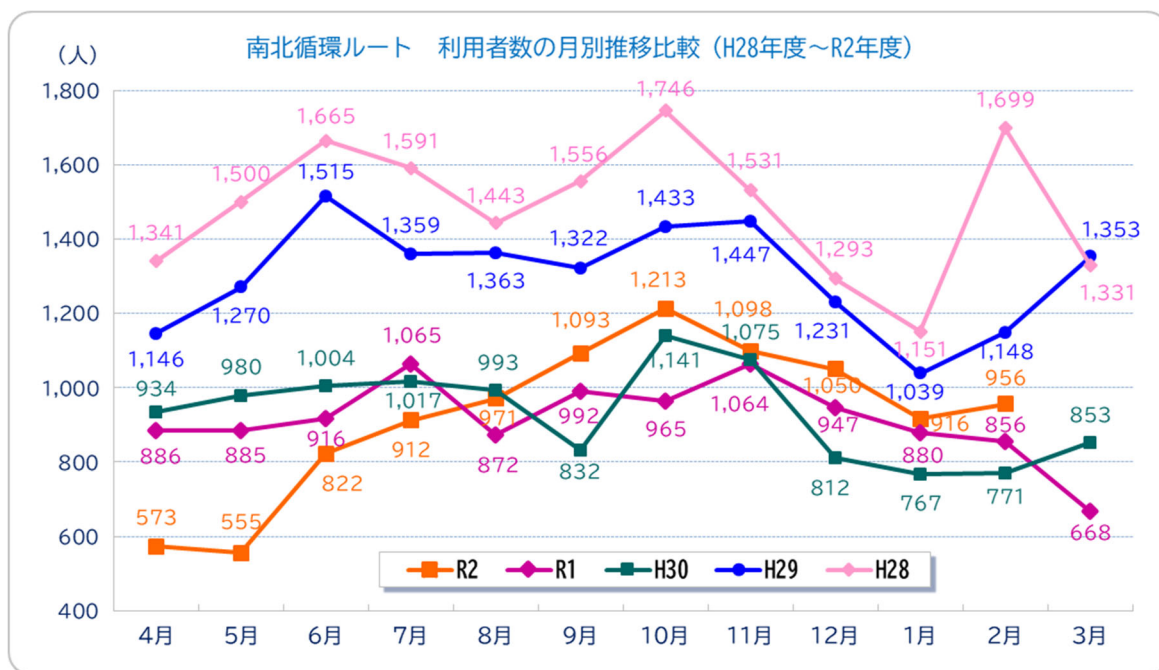
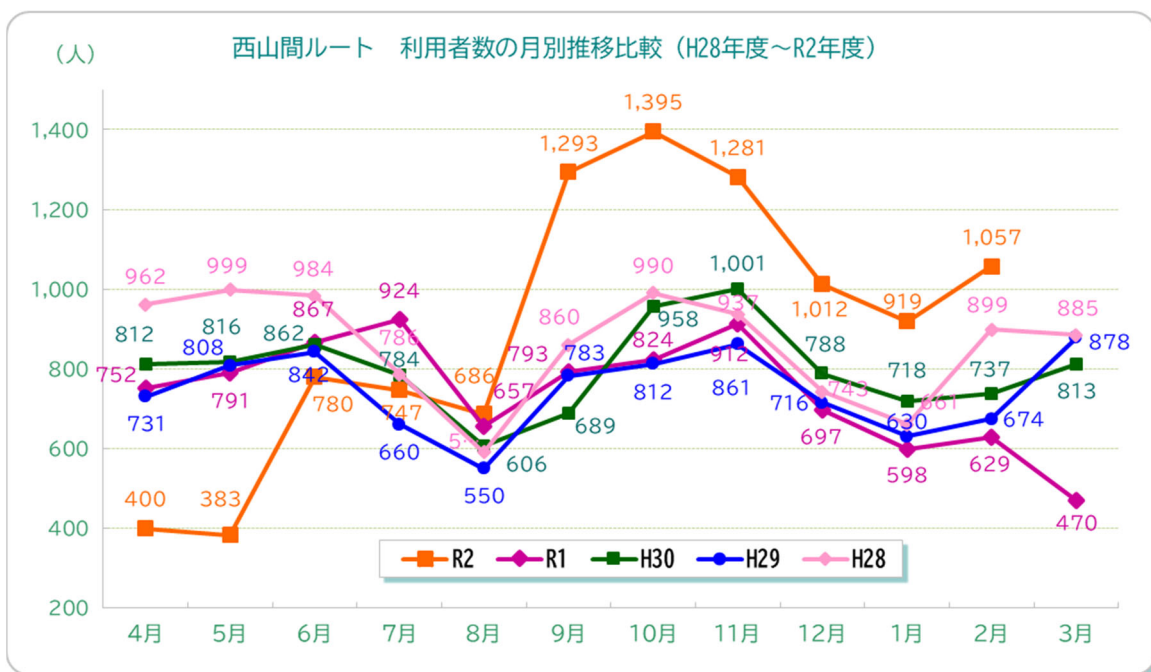
※予測値…R2年4月～R3年2月までの利用者数と令和3年3月分は4～2月の月平均値



2. 月別利用状況の年度別推移

月別利用状況について平成28年度～令和3年2月までの年度別の利用状況比較を以下に示します。

利用者数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
西山間ルート(28年度)	962	999	984	786	591	860	990	937	743	661	899	885	858
西山間ルート(29年度)	731	808	842	660	550	783	812	861	716	630	674	878	745
西山間ルート(30年度)	812	816	862	784	606	689	958	1,001	788	718	737	813	799
西山間ルート(R1年度)	752	791	867	924	657	793	824	912	697	598	629	470	743
西山間ルート(R2年度)	400	383	780	747	686	1,293	1,395	1,281	1,012	919	1,057		905
中央循環ルート(28年度)	1,341	1,500	1,665	1,591	1,443	1,556	1,746	1,531	1,293	1,151	1,699	1,331	1,487
中央循環ルート(29年度)	1,146	1,270	1,515	1,359	1,363	1,322	1,433	1,447	1,231	1,039	1,148	1,353	1,302
南北循環ルート(30年度)	934	980	1,004	1,017	993	832	1,141	1,075	812	767	771	853	932
南北循環ルート(R1年度)	886	885	916	1,065	872	992	965	1,064	947	880	856	668	916
南北循環ルート(R2年度)	573	555	822	912	971	1,093	1,213	1,098	1,050	916	956		924
各月合計	8,537	8,987	10,257	9,845	8,732	10,213	11,477	11,207	9,289	8,279	9,426	7,251	9,611

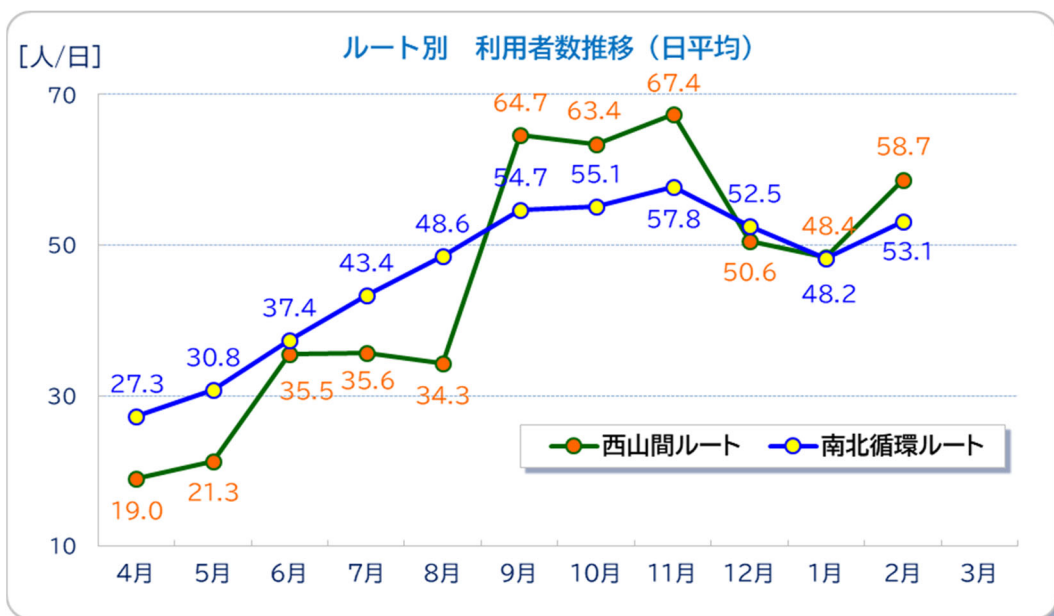
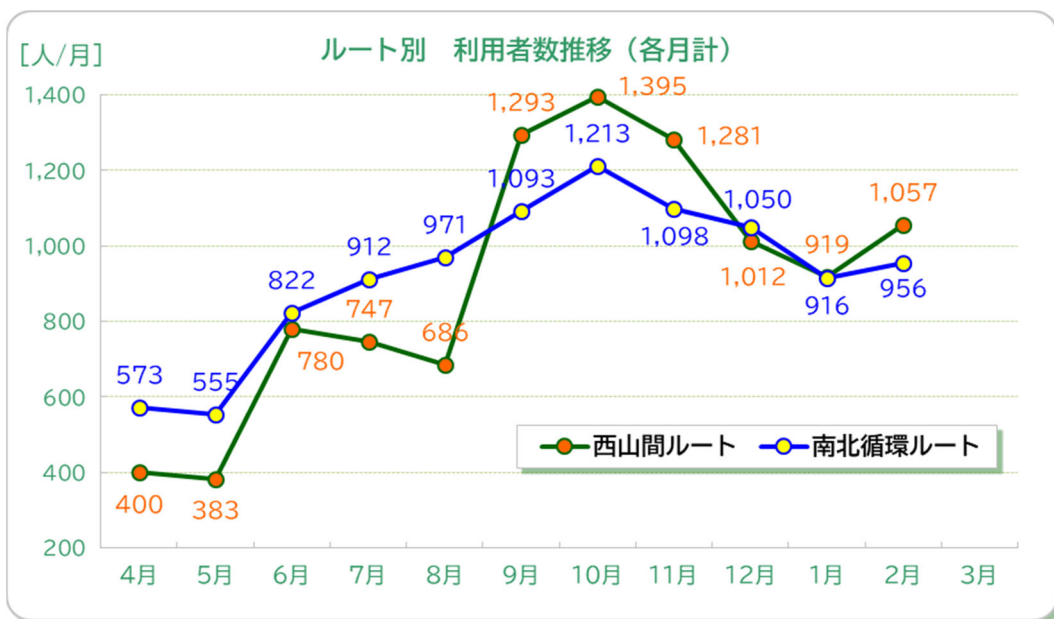


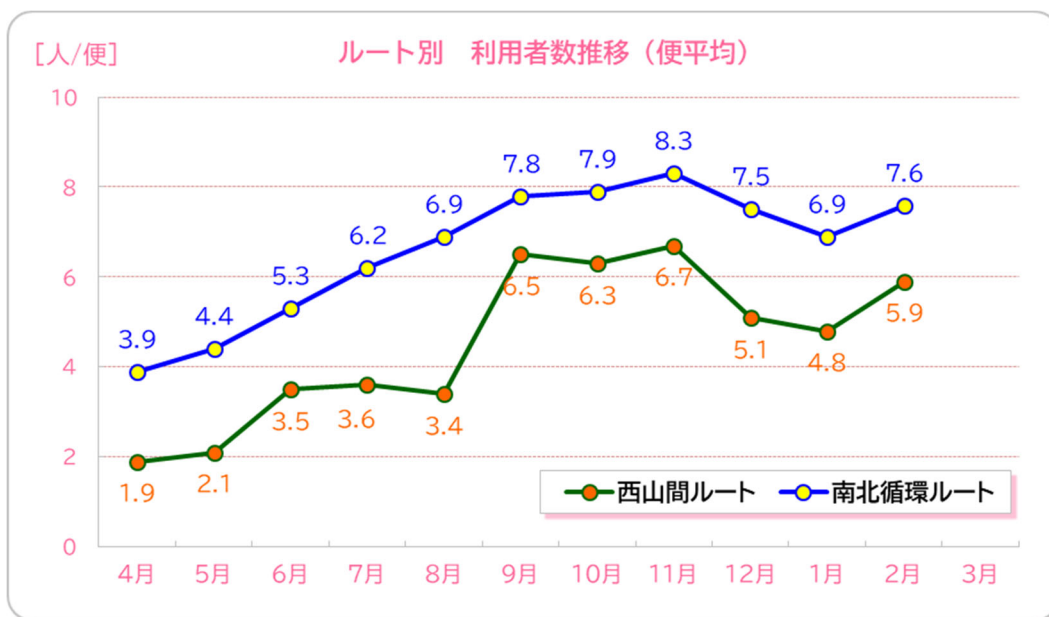
3. 令和2年度の利用者数の推移

令和2年4月から令和3年2月までの月別利用者数の推移を以下に示します。

■ 月別利用者数の推移

利用者数(人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均 (R2.4- R3.2)
運行日数(平日)		21	18	22	21	20	20	22	19	20	19	18		
各月計	西山間ルート	400	383	780	747	686	1,293	1,395	1,281	1,012	919	1,057		905
	南北循環ルート	573	555	822	912	971	1,093	1,213	1,098	1,050	916	956		924
	合計	973	938	1,602	1,659	1,657	2,386	2,608	2,379	2,062	1,835	2,013		1,829
日平均	西山間ルート	19.0	21.3	35.5	35.6	34.3	64.7	63.4	67.4	50.6	48.4	58.7		45.4
	南北循環ルート	27.3	30.8	37.4	43.4	48.6	54.7	55.1	57.8	52.5	48.2	53.1		46.3
便平均	西山間ルート	1.9	2.1	3.5	3.6	3.4	6.5	6.3	6.7	5.1	4.8	5.9		4.5
	南北循環ルート	3.9	4.4	5.3	6.2	6.9	7.8	7.9	8.3	7.5	6.9	7.6		6.6



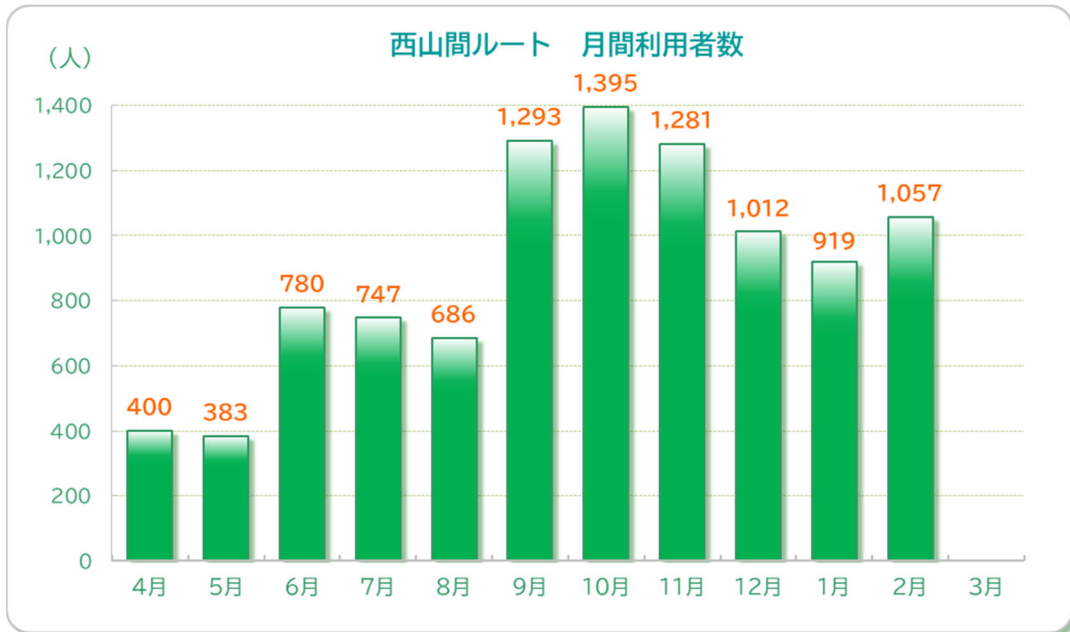


今年度は8月以降の無料乗車の実施で、増加傾向にあると推測される。

4. 令和2年度の西山間ルートの利用状況

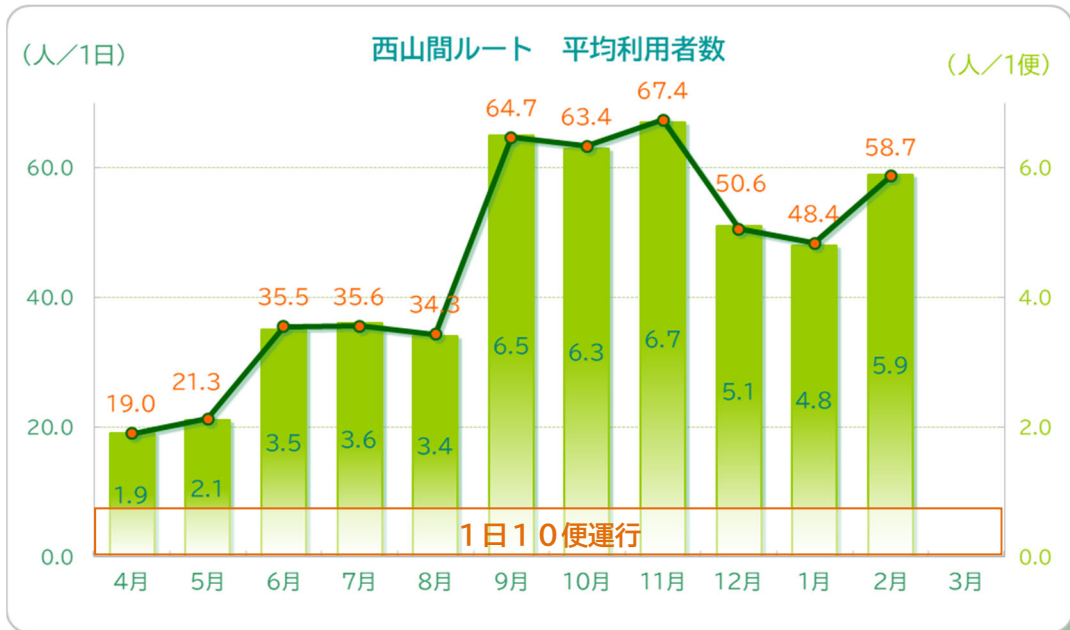
4.1 月別の利用者数の推移

令和3年2月までの西山間ルートの月別利用者数を以下に示します。



4.2 1日あたり/1便あたりの利用者数の推移

令和3年2月までの西山間ルートの1日当たり及び1便あたりの利用者数を以下に示します。

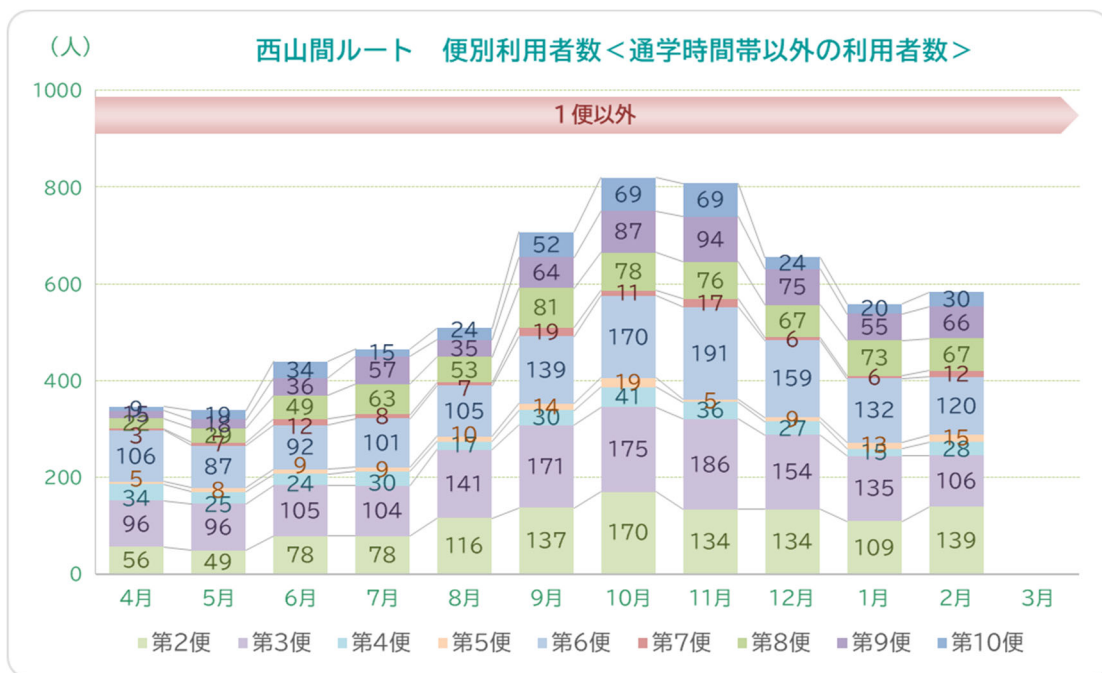
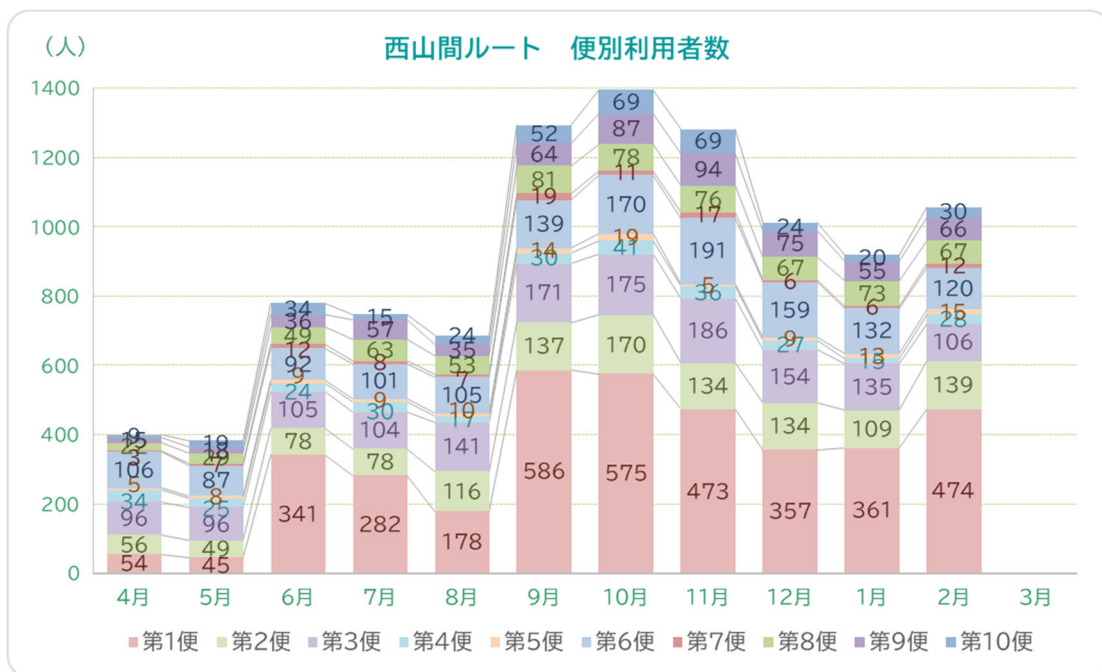


・西山間ルートの月平均、日、便当たりの利用者数（令和3年2月まで）

- 月間平均利用者数 : 905人/月
- 1日あたり平均利用者数 : 45.4人/日
- 1便あたり平均利用者数 : 4.5人/便

4.3 便別の利用状況

令和3年2月までの西山間ルートの便別の利用者数を以下に示します。



【全体】

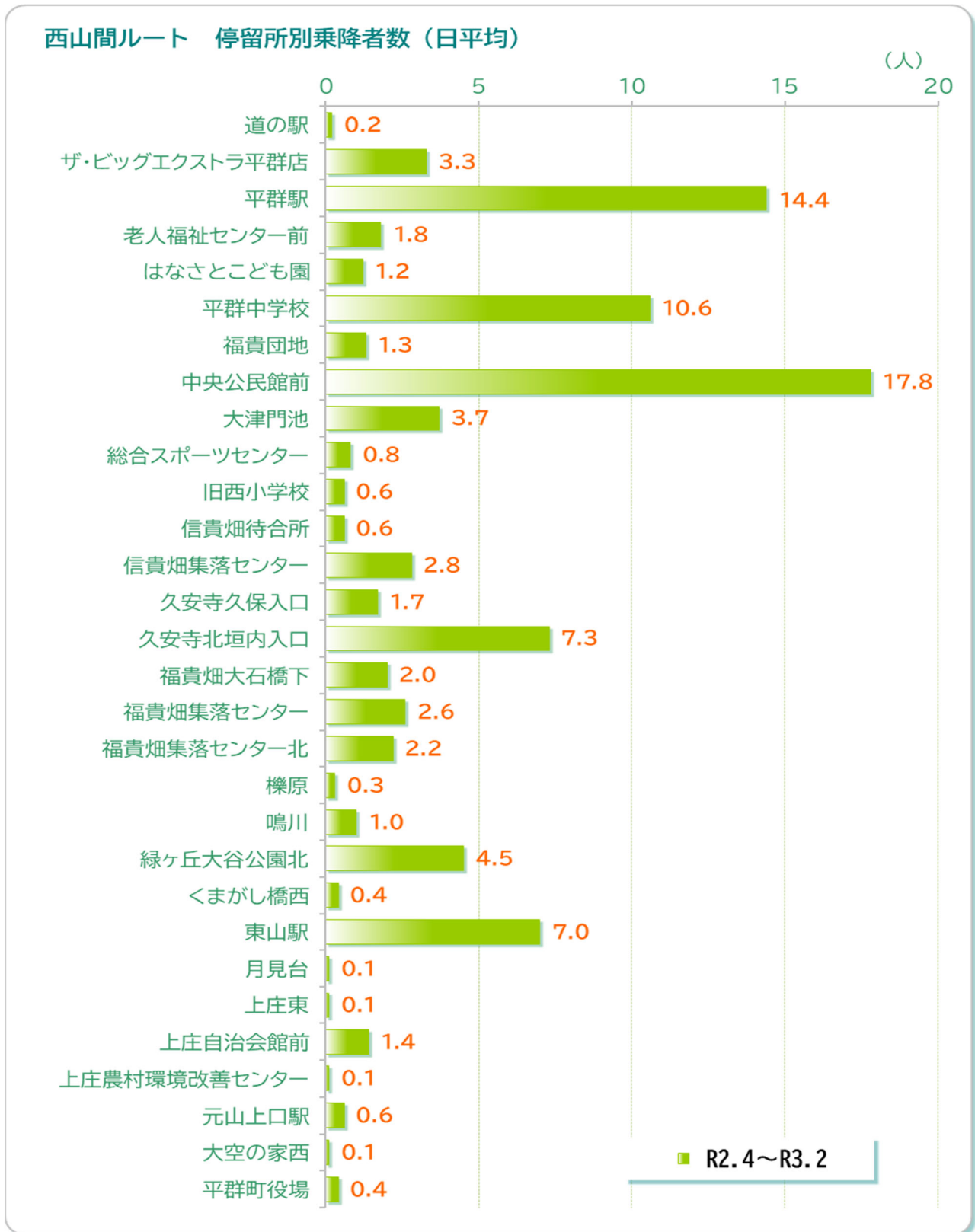
- ・月平均の利用者数は第1便（339人）が最も多く、次いで第3便（134人）、第6便（127人）の順であり、最も少ないのは第5便と第7便（10人）となっている。

【通学時間帯以外】

- ・月平均の利用者数は第3便（134人）、第6便（127人）、第2便（109人）の順であり、最も少ないのは第5便と第7便（10人）となっている。

4.4 停留所別の利用状況

令和3年2月までの西山間ルートの日当たりの停留所別利用者数を以下に示します。

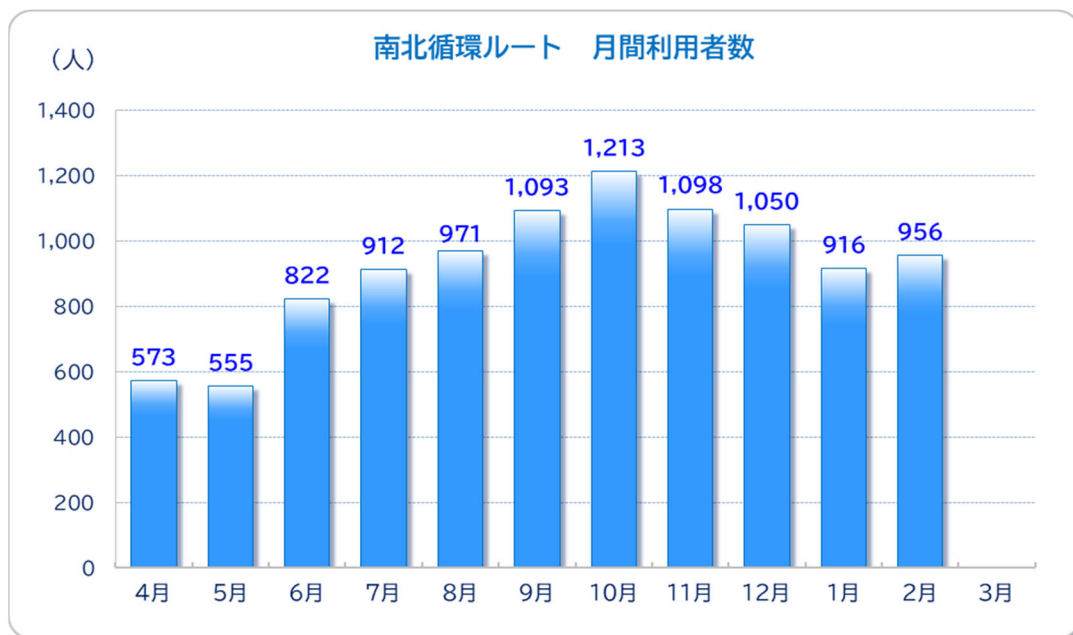


- ・西山間地域からの目的地としては、「中央公民館前」（17.8人）が最も多く、次いで「平群駅」（14.4人）、「東山駅」（7.0人）の順である。
- ・西山間地域では「久安寺北垣内入口」（7.3人）が最も多く、次いで、「緑ヶ丘大谷公園北」（4.5人）「信貴畑集落センター」（2.8人）順となっている。

5. 令和2年度の南北循環ルートの利用状況

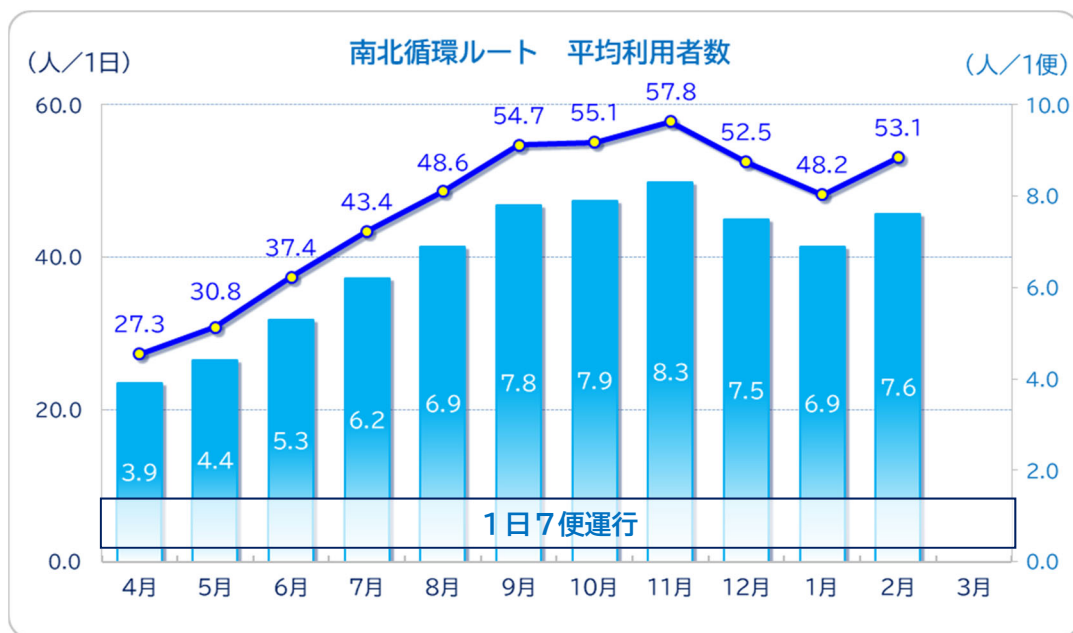
5.1 月別の利用者数の推移

令和3年2月までの南北循環ルートの月別利用者数を以下に示します。



5.2 1日あたり/1便あたりの利用者数の推移

令和3年2月までの南北循環ルートの1日当たり及び1便あたりの利用者数を以下に示します。

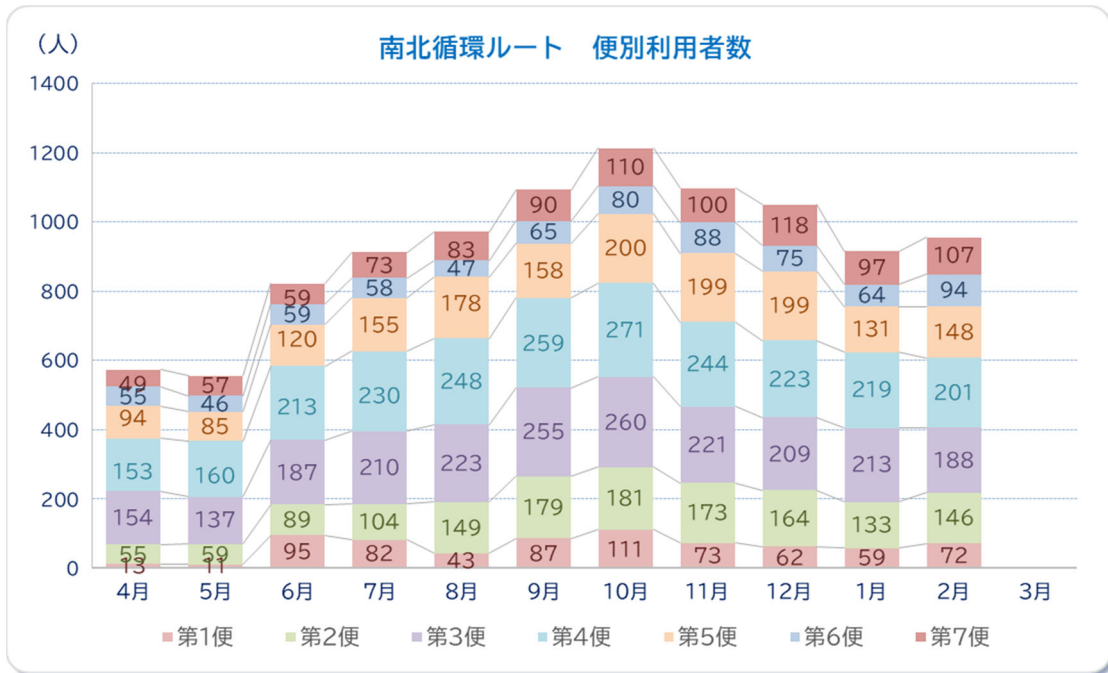


・南北循環ルートの月平均、日、便当たりの利用者数（令和3年2月まで）

- 月間平均利用者数 : 924人/月
- 1日あたり平均利用者数 : 46.3人/日
- 1便あたり平均利用者数 : 6.6人/便

5.3 便別の利用状況

令和3年2月までの南北循環ルートの便別の利用者数を以下に示します。

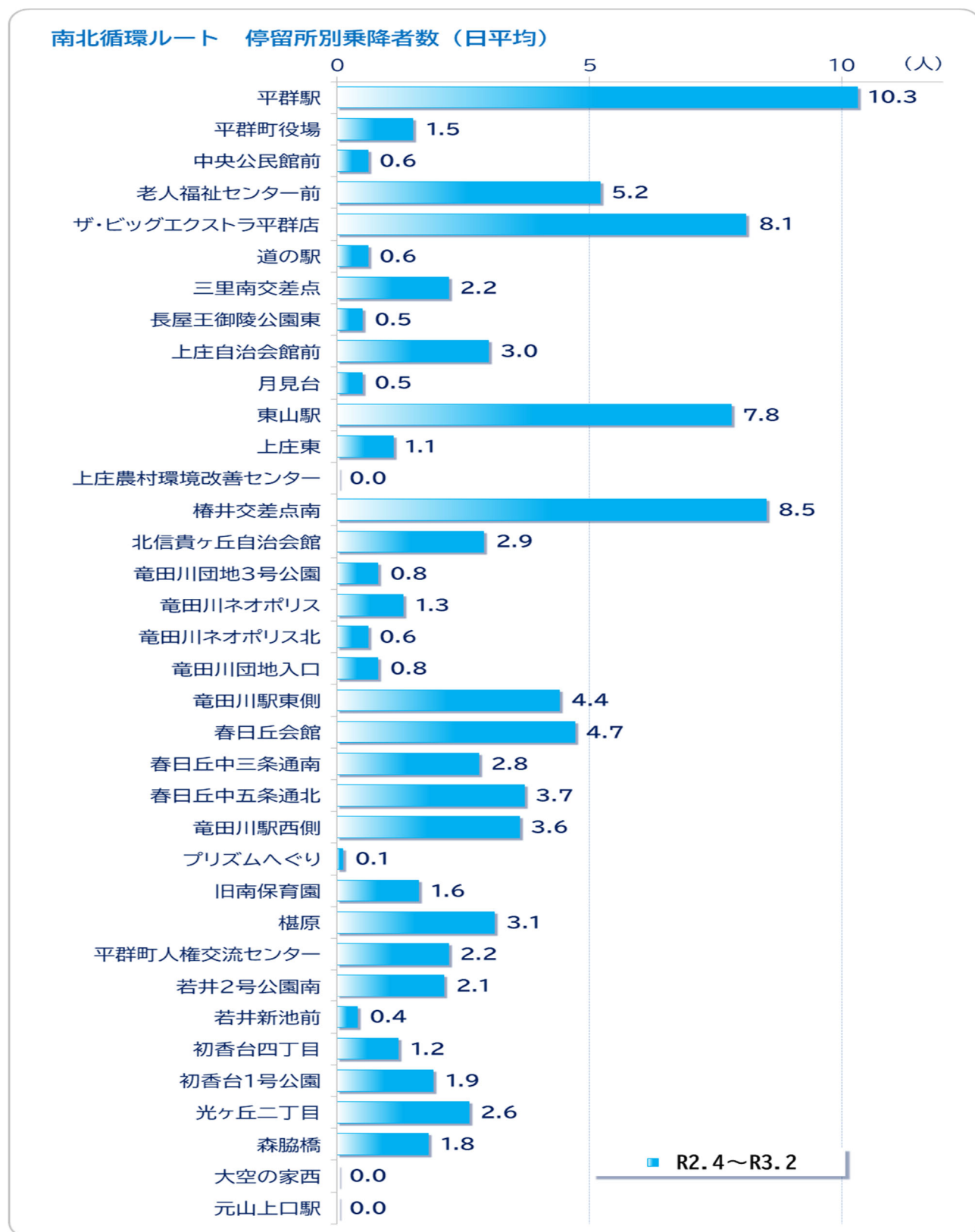


【南北循環ルート】

- ・月平均利用者は第4便（220人）が最も多く、次いで第3便（205人）、第5便（152人）第2便（130人）の順となっている。最も少ないのは、第1便と第6便（66人）となっている。

5.4 停留所別の利用状況

令和3年2月までの南北循環ルートの日当たりの停留所別利用者数を以下に示します。

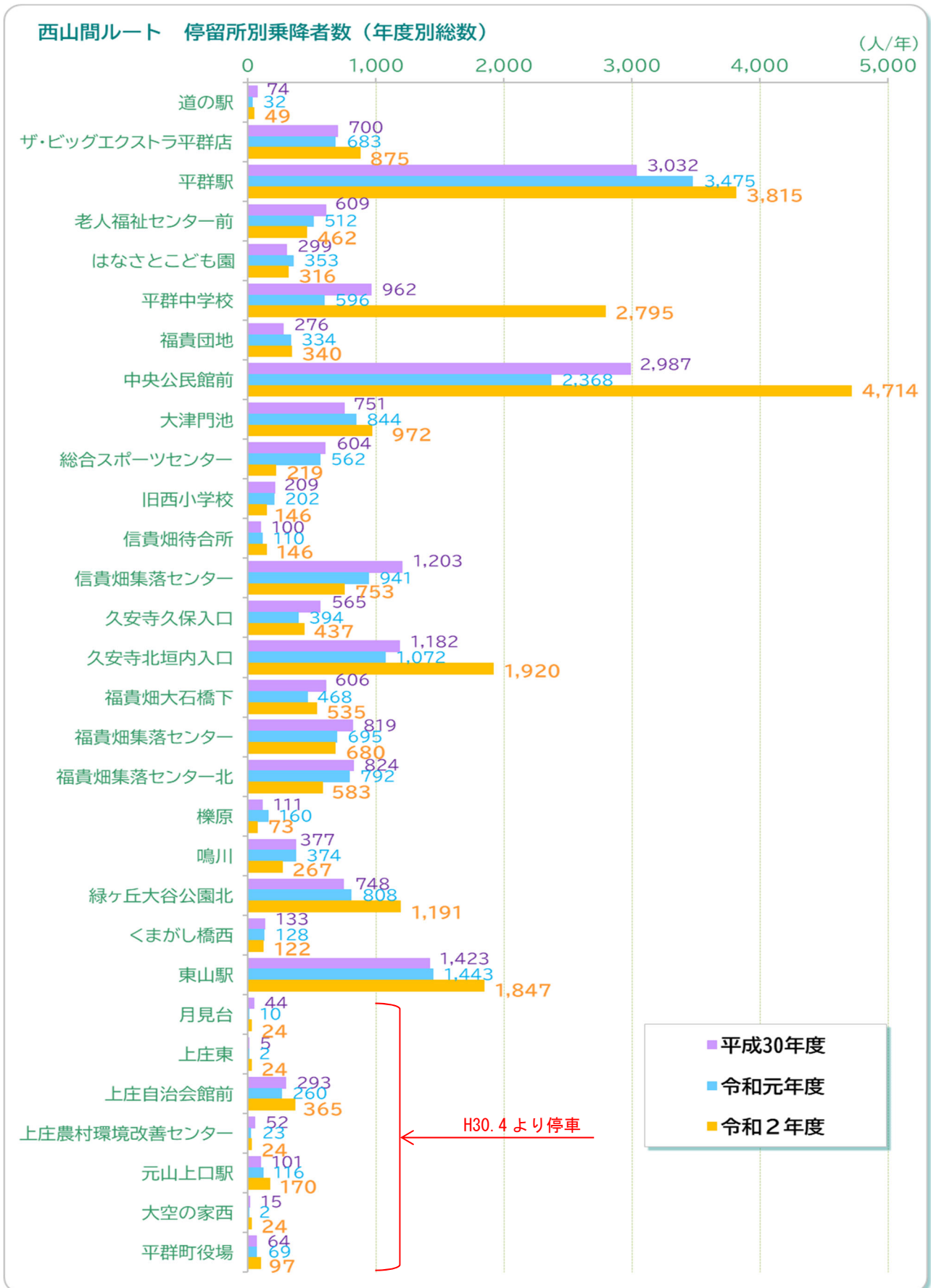


- ・中央循環地域からの目的地としては、「平群駅」（10.3人）が最も多く、次いで「ザ・ビッグエクストラ平群店」（8.1人）、「東山駅」（7.8人）の順となっている。
- ・中央循環地域では、「椿井交差点南」（8.5人）、「春日丘会館」（4.7人）の順となっている。また、「椹原」（3.1人）となっている。

6. 停留所別 年度別の利用比較

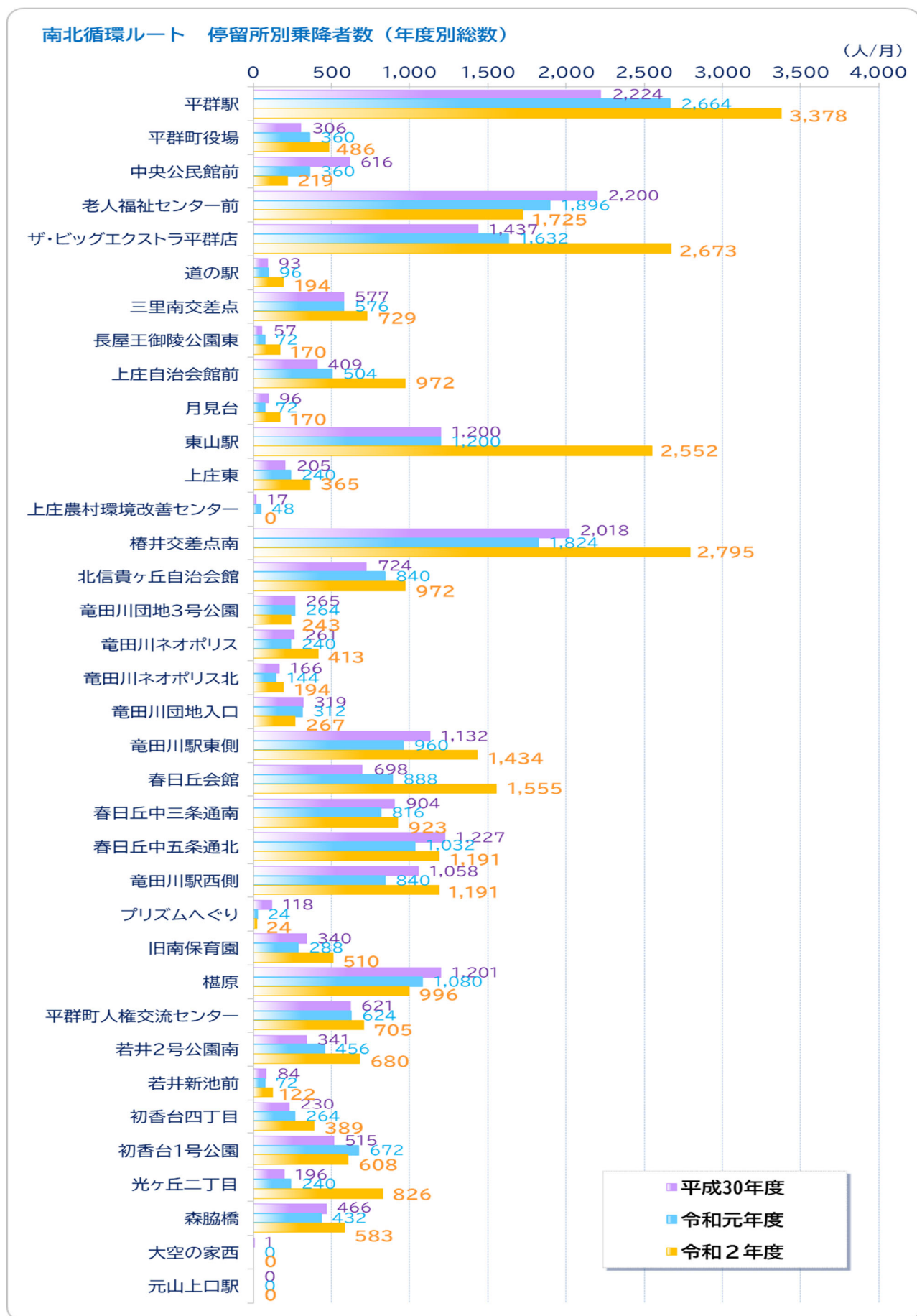
6.1 西山間ルート

平成30年度～令和3年2月までの各停留所の年度別の利用状況を以下に示します。



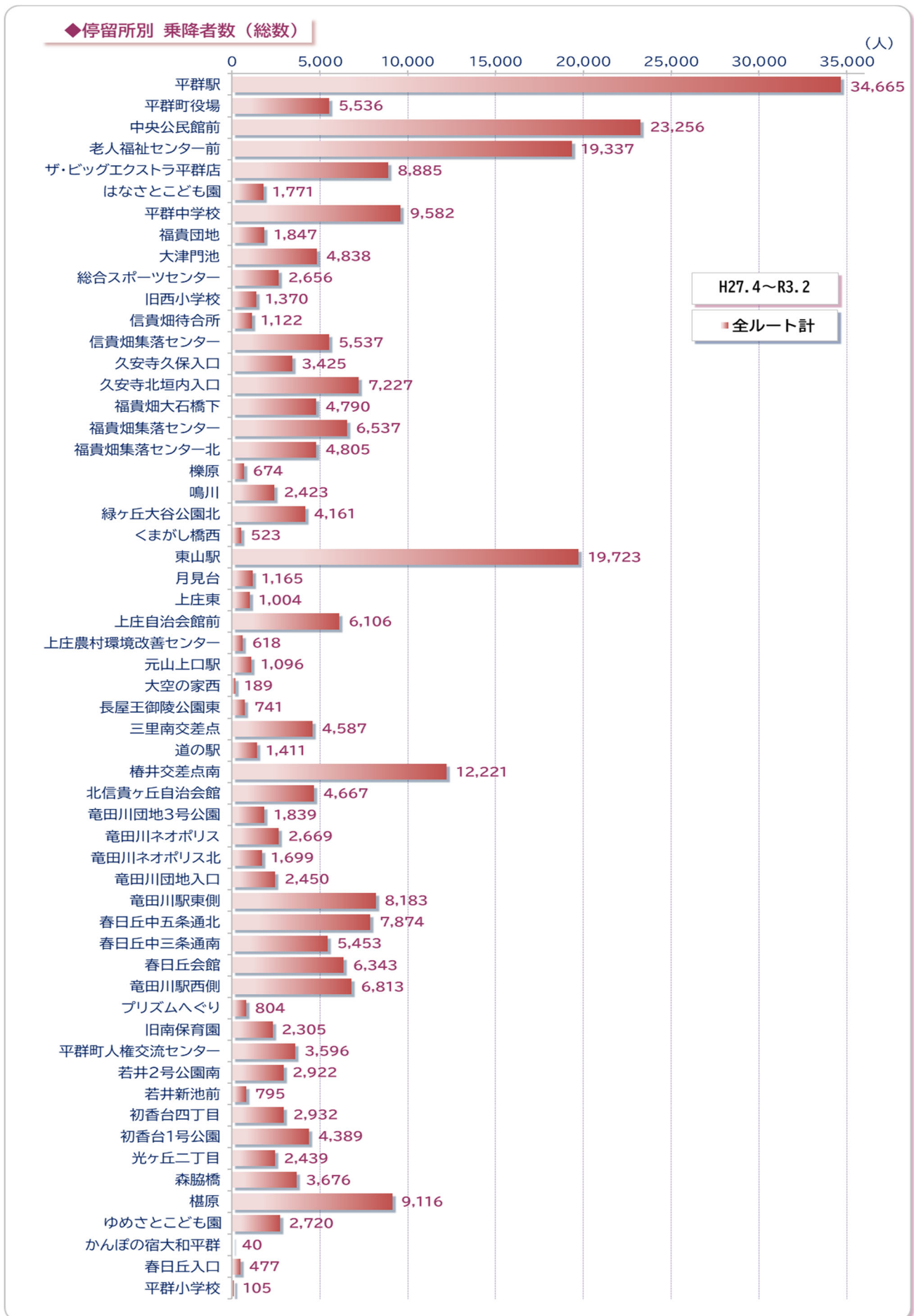
6.2 南北循環ルート

平成30年度～令和3年2月までの各停留所の年度別の利用状況を以下に示します。



7. 停留所別の利用比較

平成27年4月～令和3年2月までの各停留所別の全ルート合計の利用状況を以下に示します。



コミュニティバス無料乗車経過報告《R2年8月～R3年2月》

【告知】平群町ホームページ > フォトニュース（8月7日）

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が5月14日に解除されたことから、平群町では地域住民の生活支援として、コミュニティバスの無料乗車期間を設定しました。

期間中は、全ルートを無料でご乗車できます。

1.実施日

- ・令和2年8月11日（火）～令和3年3月31日（水） 156日間
（土・日・祝、12/29～1/3は運休です）

表 令和2年8月～令和3年2月の無料乗車期間利用者数（単位：人）

◆西山間ルート

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計 (2月末まで)
R2年度 (無料乗車)	686	1,293	1,395	1,281	1,012	919	1,057	0	7,643
R1年度 (通常乗車)	657	793	824	912	697	598	629	0	5,110
前年比 (R2/R1)	104.4 %	163.1 %	169.3 %	140.5 %	145.2 %	153.7 %	168.0 %		149.6%

◆南北循環ルート

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計 (2月末まで)
R2年度 (無料乗車)	971	1,093	1,213	1,098	1,050	916	956	0	7,297
R1年度 (通常乗車)	872	992	965	1,064	947	880	856	0	6,576
前年比 (R2/R1)	111.4 %	110.2 %	125.7 %	103.2 %	110.9 %	104.1 %	111.7 %		111.0%

《議案第1号》

コミュニティバス停留所の新設および名称変更（案）

コミュニティバス停留所の新設および名称変更を下記のとおり実施いたします。

新設停留所	はなさとこども園(Aコープ前)	
名称変更停留所	中央公民館前	⇒ 旧中央公民館前
	平群町人権交流センター	⇒ 旧人権交流センター前

《新設・はなさとこども園（Aコープ前）場所》



《路線マップ》



お問い合わせ先 平群町役場 総務部 総務防災課 ☎ 0745-45-1001

《議案第2号》

令和3年度 平群町地域公共交通会議 事業計画 (案)

	令和3年									令和4年			備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
平群町地域公共交通会議			■								■		2回
利用状況データとりまとめ	■												
公共交通イベント								■					無料乗車
視察研修実施													
改善検討・関係機関協議等	■												

《議案第3号》

令和3年度 平群町地域公共交通会議予算(案)

歳入

(単位:円)

款	項	目	予算	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	1,000,000	平群町負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	国、県からの補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	147,939	前年度からの繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	61	預金利子等
合計			1,148,000	

歳出

(単位:円)

款	項	目	予算	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	100,000	会議運営費
	2 事務費	1 事務費	0	研修費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1,000,000	事業
3 予備費	1 予備費	1 予備費	48,000	
合計			1,148,000	

令和2年度 第3回 平群町地域公共交通会議 議事録

日 時：令和3年3月29日（月）

場 所：平群町総合文化センターくまがしホール

1. 開会

2. 事業報告

1. 令和2年度第2回平群町地域公共交通会議 議事要旨

【資料-1（P1-6）参照】

2. 平群町デマンド型乗合タクシー運行業務

【資料-2（P7-48）参照】

3. コミュニティバスの令和3年2月末利用実績報告

【資料-3（P49-61）参照】

4. コミュニティバス無料乗車経過報告

【資料-4（P62）参照】

3. 議事

議案第1号 コミュニティバス停留所の新設および名称変更（案）

【資料-5（P63-65）参照】

議案第2号 令和3年度事業計画（案）

【資料-6（P66）参照】

議案第3号 令和3年度予算（案）

【資料-7（P67）参照】

4. その他

【配付資料】

資料-1：令和2年度 第2回平群町地域公共交通会議 議事要旨

資料-2：平群町デマンド型乗合タクシー運行業務

資料-3：令和3年2月末コミュニティバス利用実績報告

資料-4：コミュニティバス無料乗車経過報告

資料-5：コミュニティバス停留所の新設および名称変更（案）

資料-6：令和3年度事業計画（案）

資料-7：令和3年度予算（案）

【議事次第】

1 開会

《会長挨拶》

会 長：新型コロナウイルス感染症による外出自粛で、公共交通機関も大きなダメージを受けています。事業者の皆様には感染防止対策にさまざまな取り組みをいただいております。住民の皆様には安心して利用いただけるよう、事業者と行政が一丸となって取り組んでいます。

2 事業報告

1. 令和2年度第2回平群町地域公共交通会議 議事要旨
2. 平群町デマンド型乗合タクシー運行業務
3. コミュニティバスの令和3年2月末利用実績報告
4. コミュニティバス無料乗車経過報告

○事務局より「資料-1」から「資料-4」の説明

県タクシー協会：デマンド型乗合タクシー対象者で、65歳以上の免許証返納者は、免許証を返納され、なおかつ、フレイル状態である方ですか。

事務局：免許証返納の方は、視力、聴力、体力について衰えが出てきた中での免許証返納であり、いわゆるフレイル状態に該当される方ということで、対象者に含まれます。

県タクシー協会：「利用方法」の中に「証明される書面」とありますが、免許証返納された方は、65歳以上であれば免許証返納の書類があると思いますが、それで足りるですか。

事務局：はい。

奈良県：デマンド交通の件、介護保険利用の事業化ですが、事業効果の目標設定はしますか。

事務局：介護保険の事業計画には、数値的な評価は設定されていません。我々は、数字としてあらわす必要が出てくると理解しています。

例えば、病気がちな方が、デマンドタクシーを活用することで早期に病院に通院され、医療費の削減につながります。介護度の重度化を防ぐことで介護給付費の削減が見込まれます。医療保険料、介護保険料に与える影響が少なくなるので、介護給付、介護保険料の削減につながります。数値的な面も含めて、今後、そのあたりの推移を確認します。

長寿会：運行期間5年間、前半3年間は実証運行、それが終わったら本格運行です。実証運行で得た問題を解決したうえで本格運行に入ると理解してよろしいですか。

事務局：3年間の実証運行の結果、内容、推移などを見極めたうえで、翌2年で本格運行ができるかどうか3年後に検証を行います。デマンドタクシーを含め公共交通が一番よく見える方法、方策で住民の利益につながる状況で継続できる本格運行へと進めたいと考えます。

運輸局：仮に第2次審査になっても、契約手続きは6月上旬には終わりますか。

事務局：はい。

奈良県：実証運行を3年行った後、変更していく点があれば変更するのですか。そのまま最後まで同じ契約を引き継ぐのですか。

事務局：3年後に見直します。事業者とは単年ごとに契約します。

3 議事

議案第1号 コミュニティバス停留所の新設および名称変更（案）

○事務局より「資料-5」の説明

議長：近鉄のダイヤ改正から5月中旬ごろの改定になるが、4月1日からは従来どおり中央公民館前にバスがとまりますか。

事務局：従来どおりバスは同じようにとまります。

議長：議案第1号、コミュニティバス停留所の新設および名称変更（案）、ご賛同いただける方は拍手をお願いします。

（拍手する者 多数）

議長：議案第1号は議決されました。

議案第2号 令和3年度事業計画（案）

○事務局より「資料-6」の説明

運輸局：地域公共交通会議は1回目が6月、このときに、デマンドタクシーの本格的な内容についてお知らせいただけますか。公共交通イベントは毎年ですか、無料対象は何ですか。

事務局：6月の公共交通会議でデマンドタクシーの件について報告します。

無料乗車は、毎年11月に5日間、全ルートで無料乗車を実施しています。

利用者は平群町内の方、町外の方、子供から大人まで全員対象です。

議長：視察研修はコロナの影響で次年度も見送りですが、状況が変われば実施してはどうか。

事務局：状況に応じて対応したいと考えます。

議長：議案第2号、令和3年度事業計画（案）、賛成の方は拍手をお願いします。

（拍手する者 多数）

議長：議案第2号、令和3年度事業計画（案）は議決されました。

議案第2号 令和3年度予算（案）

○事務局より「資料-7」の説明

県タクシー協会：事業費の100万円は何のことですか。

事務局：事業費の100万円は、国際航業株式会社に委託し、毎年、コミュニティバスの検証とか利用状況等の整理等しています。委託費です。

県タクシー協会：「委託費」と書いてもらいたい。

事務局：承知しました。

議長：議案第3号、令和3年度予算（案）、賛成の方は拍手をお願いします。

（拍手する者 多数）

議長：議案第3号、令和3年度予算（案）については議決されました。

4 閉会

以上